

地球温暖化対策推進法に基づく
「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に
係るガイドライン
(地域の合意形成・地域の理解関連)

令和5年9月策定

令和6年6月改定

宮城県環境生活部次世代エネルギー室

目次

【用語の整理】本ガイドラインでの略称・表記	2
【地域脱炭素化促進事業、農山漁村再エネ法による認定設備整備計画、準ずる事業の整理】	4
1 本ガイドライン策定の背景・趣旨等	5
(1) 再エネを巡る国内の状況	5
(2) 再エネをめぐる県内の状況と再エネ地域共生促進税の導入の経緯等	5
(3) 非課税事項	6
(4) 促進事業等の認定の手續に係る課題等	7
(5) 本ガイドラインの趣旨等	7
2 本ガイドラインの役割等	8
(1) 関係法令に係る位置付け	8
(2) 役割	9
3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方	11
(1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること	11
(2) 感情的な対立を避け、可能なかぎり客観的なデータ等に基づいて議論すること	11
(3) 地域の考え方を尊重すること	12
(4) 前提条件を踏まえて議論すること	12
4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方	15
(1) 協議会の設置	18
(2) 合意形成等に係る手續の進め方（協議会での決議まで）	19
(3) 地域脱炭素化促進事業の認定に係る手續の進め方	24
(4) 準ずる事業の認定に係る手續の進め方	27
5 協議会の設置の手續・運営方法等	33
(1) 基本	34
(2) 協議会の構成員の選定	35
(3) 協議会の運営方法等	38
6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手續等	42
(1) 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定するに当たっての基本的な考え方	43
(2) 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手續	43
7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係	44
(1) 環境影響評価手續における配慮書手續の省略	44
(2) 配慮書作成手續等と促進事業等の認定手續との一元化等	45
(3) 環境影響評価制度の対象事業に関する協議会での協議方法	45
(4) 事業の見通しを立てる上での配慮	47

改定履歴

令和5年9月25日 策定（第1版）

令和6年6月4日 改定（第2版）

【用語の整理】本ガイドラインでの略称・表記

	本ガイドラインでの略称・表記	正式な又は正確を期すための名称・定義・解説等
全般	再エネ	再生可能エネルギー
温対法関連	温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
	温対法施行規則	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）
	温対法認定省令	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）
	環境省マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和6年4月環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室）
	地方公共団体実行計画（区域施策編）	温対法第21条第3項で地方公共団体が策定・実施するよう規定された、温室効果ガスの排出の量の削減等のためにその区域の自然的社会的条件に応じた再エネ発電設備の導入・省エネの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等に関する施策の目標を定める総合的な計画。 市町村は、後述する促進区域や、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組に関する事項等について、この計画の中に位置付けて定めるよう努めることとされている。（温対法第21条第5項）
	地方公共団体実行計画協議会	温対法第22条に規定された、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会。
	促進区域 [※]	温対法第21条第5項第2号に規定され、市町村が定めるよう努めるものとされている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」。
	広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、再エネの導入の促進区域を抽出する方法。（環境省マニュアル3-4-5.表3-8）
	事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定する方法。（環境省マニュアル3-4-5.表3-8）
	地域脱炭素化促進事業 [※]	地域の脱炭素化のために、自然的・社会的条件に適した再エネを利用した施設の整備や、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を併せて行う事業。（温対法第2条第6項） 事業者が上記の事業に関する計画を策定し、温対法第22条の2に基づき、市町村に申請を行い、地方公共団体実行計画（区域施策編）に適合するものとして市町村の認定を受けた場合は、「認定地域脱炭素化促進事業」として、当該事業により使用される設備は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第4号に基づき、同税が非課税となる。 なお、本ガイドラインにおいては、「地域脱炭素化促進事業計画」や、「認定地域脱炭素化促進事業」と表記すべきものについても、便宜的に「地域脱炭素化促進事業」と記載している部分がある。

温対法関連	ワンストップ化の特例	地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた場合に適用される特例措置。 地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が温対法第22条の2第4項各号に掲げる許可等の手続を求めるものである場合、市町村は当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしている。認定された事業計画に従って事業者が行う施設整備等の行為については、当該許可等があったものとみなされる。
	許可権者等	ワンストップ化の特例を受ける場合における、各種関係法令の許可権者等。
農山漁村再エネ法関連	農山漁村再エネ法	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）
	認定設備整備計画※	農山漁村再エネ法第7条第3項の規定により市町村が認定した設備整備計画。 当該計画に基づき使用されるものとして整備される設備は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第5号に基づき、同税が非課税となる。
その他	再エネ地域共生促進税条例	再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和5年宮城県条例第34号）
	再エネ地域共生促進税条例施行規則	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則（令和6年宮城県規則第77号）
	再エネ地域共生促進税	再エネ地域共生促進税条例に基づき、0.5haを超える面積の森林（森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林）を開発して再エネ（太陽光、風力、バイオマス）発電設備を設置する場合に、その発電設備の所有者に対し課税するもの。
	準ずる事業※	①地域脱炭素化促進事業及び②認定設備整備計画に基づく事業に準ずる事業として市町村長が認め、知事が認定した事業。 当該事業により使用される設備は、再エネ地域共生促進税条例第3条第1項第6号に基づき、同税が非課税となる。 なお、①～③の事業の整理については、次のページの表を参照のこと。
	促進事業等※	①地域脱炭素化促進事業、②認定設備整備計画に基づき使用される設備の整備を行う事業、③準ずる事業、を合わせていうもの。
	促進区域等	温対法に基づき策定された地方公共団体（実行計画）において定める促進区域と、農山漁村再エネ法に基づく基本計画において定める再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域を合わせていうもの。
	協議会	温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会と、市町村もしくは事業者が促進事業等の認定の適否等に関し必要な協議を行うための協議会（温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会ではないもの）を合わせていうもの。

※上表における「促進区域」、「地域脱炭素化促進事業」、「農山漁村再エネ法による認定設備整備計画」、「準ずる事業」、「促進事業等」、「地域脱炭素化促進事業等」の関係を、次ページに示します。

【地域脱炭素化促進事業、農山漁村再エネ法による認定設備整備計画、準ずる事業の整理】

	①認定地域脱炭素化促進事業	②認定設備整備計画に基づき行われる事業	③準ずる事業
根拠法令	温対法	農山漁村再エネ法	再エネ地域共生促進税条例
認定者	市町村	市町村	宮城県知事 (市町村長が①、②に準ずると認め、宮城県知事が認定する)
市町村における計画の策定	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が必要	農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定が必要	不要
市町村における区域の設定	地方公共団体実行計画（区域施策編）において、促進区域の設定が必要	基本計画において、「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」の設定が必要	不要
要件	「地域の環境の保全のための取組」や、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等の配慮すべき事項の遵守	「農林漁業の健全な発展に資する取組」や「自然環境の保全との調和」等の配慮すべき事項の遵守	①、②に準じた取組が求められる
再エネ地域共生促進税の課税	非課税	非課税	非課税
イメージ図	<p>促進区域</p>  <p>認定地域脱炭素化促進事業に基づき使用される再エネ発電設備</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域</p>  <p>認定設備整備計画に基づき使用される再エネ発電設備</p>	 <p>①、②に準ずる事業として認定された計画に基づき使用される再エネ発電設備</p>
本ガイドライン内での用語	「促進事業等」		

1 本ガイドライン策定の背景・趣旨等

(要旨)

(1) 再エネをめぐる国内の状況

国では、令和2年の「2050年カーボンニュートラル」宣言等を踏まえ、再エネの最大限導入や主力電源化を促すこととしており、令和3年5月には温対法の改正により、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業計画の認定を行う制度が創設されました。

(2) 再エネを巡る県内の状況と再エネ地域共生促進税の導入の経緯等

宮城県でも脱炭素社会の実現に向け再エネの最大限導入を目指していますが、一方で、特に森林を開発して再エネ発電設備を設置する際に、土砂災害や景観、環境への影響等を懸念する声が多いことから、再エネ事業の地域との共生を目指す、新たな税制度（再エネ地域共生促進税）を導入しました。

(3) 非課税事項

再エネ地域共生促進税では、温対法に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画や農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画、それに準ずると認められる事業等により使用される再エネ発電設備については、非課税とすることとしています。

(4) 促進事業等の認定の手續に係る課題等

促進事業等の認定等に際しては「地域の合意形成・地域の理解」が課題となります。

(5) ガイドラインの趣旨等

本ガイドラインは、促進事業等の認定等に関して、地域の合意形成等を図る際の手續等に関する市町村、事業者双方にとっての「よりどころ」となることを目指して策定したものです。

(1) 再エネを巡る国内の状況

- ◆ 国では、2050年カーボンニュートラル（令和2年10月表明）、2030年度の温室効果ガス46%削減（令和3年4月表明）の実現を目指し、地域との共生を図りながらの再エネの最大限導入や主力電源化を促すこととしています。
- ◆ 令和3年5月には、温対法が改正され、上記の目標を達成するための方策の1つとして、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の認定制度が創設されました。

(2) 再エネをめぐる県内の状況と再エネ地域共生促進税の導入の経緯等

- ◆ 本県においても、脱炭素社会の実現に向け、再エネの最大限の導入を目指し、令和5年3月に、新たに「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定しました。
- ◆ 当該戦略では、2030年二酸化炭素排出量50%削減、再エネ導入量12.1倍（いずれも基準年度である2013年度比）を掲げており、再エネの普及促進を図ることとしています。
- ◆ 一方、県内では、再エネに関する事業計画を巡り、特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への影響等を懸念する県民の声は大きく、反対の要望も多いことから、地域との共生を図りつつ、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す新たな対策が求められています。
- ◆ 県としては、令和元年9月から、再エネ発電設備の望ましい設置の在り方について、検討を開始し、令和2年4月には、太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの策定、令和4年7月には、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の制定や、「環境影響評価条例」の一部改正を行うなど、様々な対策を講じてきました。

- ◆ また、令和4年6月からは、こうした取組や他県の事例等を分析しながら、残された課題に対応する、より効果的な手法がないか、規制強化の可能性や新たな対策について、庁内で検討を進めました。
- ◆ その結果、規制を強化したとしても、許可基準を満たせば、事業の実施が可能であることなどから、地方自治体による規制のみでは対応が困難であるため、規制強化等と合わせて、森林を開発して再エネ発電設備を設置した事業者に課税し、経済的な負担が重くなる状況をつくり出すことで、再エネ事業の地域との共生を目指す、新たな税制度（再エネ地域共生促進税）を導入しました。

(3) 非課税事項

- ◆ 再エネ地域共生促進税は、再エネ発電設備の設置に係る森林の開発面積が0.5 ha を超える場合に課税対象とすることとしておりますが、温対法の趣旨に沿うよう、森林に設置される場合であっても、促進区域内で行われる認定地域脱炭素化促進事業は非課税とすることとしました。
- ◆ また、農山漁村再エネ法に基づき設定された「再エネ発電設備の整備を促進する区域」内で、認定設備整備計画に基づき行われる事業も、認定地域脱炭素化促進事業と同様の性格を有していることから、これも非課税とすることとしました。
- ◆ これらは、地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組、農山漁村の発展に資する取組等を事業者が提案し、それらを踏まえて「地域の合意形成・地域の理解」（以下、「地域の合意形成等」という。）が得られたものであり、地域と共生した再エネ事業であると認められるためです。
- ◆ しかしながら、促進区域等の設定は、温対法に基づく地方公共団体実行計画や、農山漁村再エネ法に基づく基本計画のもとで定められるものですので、促進区域等のみを設定することはできません。また、市町村がそれらの計画を定めるまでには長期間を要するほか、そもそも定めることが何らかの事情で困難である場合等も想定されます。
- ◆ そのような場合であっても、前述の地域脱炭素化促進事業等と同様と市町村長が認め、知事が認定する※際は、これらに準ずる事業により使用される再エネ発電設備として、同じく非課税として取り扱うことが適切であると考えられます。

※市町村長が認め、知事が認定するという段階を踏んだ認定としていますが、県としては、基本的に市町村長の考え方を最大限尊重して判断します。（4（4）準ずる事業の認定に係る手続の進め方④）

- ◆ よって、再エネ地域共生促進税条例では、①地域脱炭素化促進事業計画、②認定設備整備計画、及び③準ずる事業として知事の認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備について、非課税と決めました。
- ◆ なお、本ガイドラインでは、非課税となる「～～～事業計画に基づき使用される再エネ発電設備」のことを、単に「～～～事業」と表記しています。

（参考） 再生可能エネルギー地域共生促進税条例 抜粋

第3条 再生可能エネルギー地域共生促進税は、再生可能エネルギー発電設備（県の区域内にその全部又は一部が所在するものに限る。）に対し、その所有者に課する。ただし、次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電設備

二 国、地方公共団体又は土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。）により開発行為が行われた区域に設置された再生可能エネルギー発電設備

- 三 太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）であって、家屋（住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。以下同じ。）の屋根その他の当該家屋を構成する部分にその全部（パワーコンディショナを除く。）が設置されたもの
- 四 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備
- 五 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第8条第3項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備
- 六 前2号に掲げるもののほか、これらの号に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備

(4) 促進事業等の認定の手續に係る課題等

- ◆ 再エネ地域共生促進税が非課税となる地域脱炭素化促進事業の認定の手續等については、環境省マニュアルにおいて詳細に示されています。
- ◆ したがって、地域脱炭素化促進事業の認定等に当たっては、環境省マニュアルに従い、必要な手續を行うことが適切です。
- ◆ しかし、環境省マニュアルは、ケースに応じて、市町村が柔軟にその手續等を選択できるような規定となっており、市町村がどのような手續等を選択すべきかを悩む場合も考えられます。
- ◆ また、県内各地で大規模な再エネ発電設備の設置計画に対する懸念の声等が聞かれることから、市町村からは、地域の合意形成等が難しいため促進区域等を設定することが困難であるとの意見もあり、事業者からも同様の懸念を示されています。
- ◆ 併せて、地域脱炭素化促進事業と同じく非課税となる準ずる事業は、再エネ地域共生促進税条例で独自に定めているものであり、認定までの手續等を示した資料がありません。

(5) 本ガイドラインの趣旨等

- ◆ 前述のとおり、再エネ発電設備を設置する際には、地域の合意形成等において、困難を伴う場合が多くあります。
- ◆ 一方、促進区域の設定や促進事業等の認定の枠組み・手續を整理し、その制度の活用を促すことにより、地域の合意形成等に向けた意識のすり合わせや対話を円滑化することが期待できます。
- ◆ このことから、本ガイドラインは、地域の合意形成等を図る際の手續等について、市町村及び事業者双方にとっての「よりどころ」となることを目指して策定したものです。

2 本ガイドラインの役割等

(要旨)

(1) 関係法令に係る位置付け

本ガイドラインは、

- ① 温対法に基づく促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業計画の認定との関係においては、
県の市町村に対する「技術的助言」
- ② 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画の認定との関係においては、(本ガイドラインの一部を)「補助資料」
- ③ 準ずる事業の計画の認定との関係においては、その「手続や考え方」を示すものとして位置付けられます。

(2) 役割

本ガイドラインは、事業者が地域脱炭素化促進事業又は準ずる事業としての認定を希望する場合、下記①～④の役割を担います。

また、農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画としての認定を希望する場合には、下記⑤の役割を担います。

- ① 地域の合意形成等に係る手順書としての役割
- ② 環境省マニュアルの補足資料としての役割
- ③ 準ずる事業の認定に係る手引きとしての役割
- ④ 事業者が念頭に置くべき考え方に関する指針としての役割
- ⑤ 農山漁村再エネ法の手引き等における地域の合意形成等に関する補助資料としての役割

(1) 関係法令に係る位置付け

① 温対法に基づく促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定との関係

- ・ 温対法に基づく促進区域の設定、地域脱炭素化促進事業の認定に関しては、当該事務が市町村の自治事務にあたることから、本ガイドラインの法的な位置付けは、地方自治法第245条の4に基づく、県の市町村に対する「技術的助言」となります。
- ・ なお、本ガイドラインで想定している促進区域の設定に係る「分類」は環境省マニュアル3-4-5. 表3-8「促進区域の設定例(分類)」中の、「4) 事業提案型」を主に想定しているため、地方公共団体実行計画に定める促進区域の設定と、地域脱炭素化促進事業の認定に係る協議会での協議等の手続がほぼ同時に行われることを前提としています。

② 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画の認定との関係

- ・ 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画としての認定に関しては、同法が「農山漁村に豊富に存在する資源を、農林漁業との調和を図りながら再生可能エネルギー発電に活用し、売電収入の地域への還元、農業・農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結び付けていくための枠組み」であること(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き(令和3年11月農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課次世代エネルギー室))等を踏まえると、その地域の合意形成等の在り方等についても、地域脱炭素化促進事業の認定とは異なる、同法の趣旨を十分に踏まえた手法によるべきことが適当と考えられます。
- ・ 本ガイドラインでは、主に地域脱炭素化促進事業及び準ずる事業の認定に関する協議会の設立

の手續等について記載していますので、農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に関しては、農林水産省 HP に掲載の基本方針や手引き、ガイドライン、Q&A 等に基づいて手續を進めてください。

- ・ なお、本ガイドライン1～3や、4（2）①～③等については、地域の合意形成等を図るうえでの考え方に関する補助資料となります。

③ 準ずる事業の認定との関係

- ・ 前述のとおり、再エネ地域共生促進税では、認定地域脱炭素化促進事業や認定設備整備計画に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業は非課税として取り扱うこととしています。
- ・ 本ガイドラインでは、地域脱炭素化促進事業に準ずる事業としての認定を行う場合の手續や考え方を示します。
- ・ 事業者が、農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に準ずる事業としての認定を希望する場合は、上述の農林水産省が公開している資料等を参考に手續を進めた上で、市町村への協議開始時等には本ガイドラインに掲載の様式を使用してください。
- ・ ただし、後述の「事業計画書兼認定判断シート」（【様式・参考資料編】P4～）を作成する際、地域脱炭素化促進事業に準ずる事業としての認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」が、認定設備整備計画に準ずる事業としての認定時には、「自然環境の保全との調和」や「農林漁業の健全な発展に資する取組」になるなど、温対法と農山漁村再エネ法では異なること等に留意してください。

（2）役割

本ガイドラインは、事業者が再エネ発電設備を設置するにあたり、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業又は準ずる事業としての認定を希望する場合、下記①～④の役割を担います。

また、農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画としての認定を希望する場合には、下記⑤の役割を担います。

① 地域の合意形成等に係る手順書としての役割

- ・ 促進事業等の認定において、最も大きな課題となるのが地域の合意形成等です。逆に言えば、地域の合意形成等が円滑に進めば、促進事業等の認定が進み、結果的に再エネ発電設備の設置がスムーズに進む可能性が高まるものと考えられます。
- ・ また、地域の合意形成等を進めるに当たって、どのような方法・手順等を選択するか、更には、いかに関係者が共通認識のもと納得感を持って話し合いを進めるかが重要な要素となります。
- ・ したがって、本ガイドラインにより、地域の合意形成等を円滑に進める上で有効であると考えられる標準的な手順等について示し、更にそれらに関係者間で共有の上、共通認識のもと、納得感を持って話し合いを進めること等によって、円滑な促進事業等の認定を図るものです。

② 環境省マニュアルの補足資料としての役割

- ・ 促進事業の認定手續等は、環境省マニュアルにも示されていますが、その内容は、地域の合意形成等の方法に限らず、都道府県基準の考え方や認定事業に対する特例措置の解説など、制度を網羅的に捉えたものとなっています。
- ・ また、同マニュアルは、合意形成の方法についても、「公有地・公共施設活用型」等で促進区域

の設定を行う場合などでも当てはまるものが記載されているため、現在当県において問題となっている森林への大規模な再エネ発電設備の設置等を巡る地域の合意形成等の問題に対処する上で、必ずしも使い勝手の良いものとはなってはいません。

- ・ よって、本ガイドラインは、地域の合意形成等に焦点を絞るとともに、当県における再エネを巡る状況を踏まえ、環境省マニュアルの補足資料として、より詳細・具体的に方法・手順等を示すことで、地域脱炭素化促進事業制度の活用を図ることとします。

③ 準ずる事業の認定に係る手引きとしての役割

- ・ 前述のとおり、再エネ地域共生促進税においては、温対法に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画、農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に基づく事業の他、これらに準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される再エネ発電設備についても非課税としています。
- ・ 本ガイドラインでは、その認定に係る手続等を示します。

④ 事業者が念頭におくべき考え方に関する指針としての役割

- ・ 事業者が再エネ発電設備を設置するにあたり、単に法令等による規定の手続を踏むだけでは、地域の信頼を得ることは難しいのが現状です。
- ・ 地域との合意形成を図るためには、事業者が、地域の信頼を得られるように、説明の方法や手順、内容等について、慎重に検討しながら、地域とのコミュニケーションを進める必要があります。
- ・ よって、地域と共生した再エネ事業の構築に向け、事業者が市町村や地域とコミュニケーションを行う際等に、念頭に置くべき考え方を本ガイドラインに示します。

⑤ 農山漁村再エネ法の手引き等における地域の合意形成等に関する補助資料としての役割

- ・ 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画としての認定を受ける場合には、2（1）②で前述したとおり、農林水産省の基本方針や手引き、ガイドライン、Q&A 等に基づいて手続を進める必要があります。
- ・ 一方で、地域の合意形成等を図るための考え方等は、農山漁村再エネ法を活用する場合でも、温対法を活用する場合でも、更に準ずる事業としての認定を目指す場合でも共通すると考えられます。
- ・ よって、本ガイドライン1～3や、4（2）①～③等については、農山漁村再エネ法の手引き等における地域の合意形成等を図る上での考え方を示します。

3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方

(要旨)

(1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること

(2) 感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること

(3) 地域の考え方を尊重すること

(4) 前提条件を踏まえ議論すること

- ① 再エネを最大限導入することは必要であること
- ② 再エネ発電設備の導入には、「地域との共生」が必要であること
- ③ 促進事業等は、地域に貢献すべきものであること
- ④ 促進事業等は、「まちづくりの一環」として取り組まれるべきものであること
- ⑤ 財産権等の権利を尊重すること
- ⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること

(1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること

- ◆ 大規模な再エネ発電設備は、設置される地域に与える影響が大きいため、住民等が生活環境や災害の発生等を懸念し、時にそれが反対運動に発展する場合があります。
- ◆ 反対運動等が起こることは、地域と事業者の双方にとって、精神的な面も含め、大きな負担となり、場合によっては、これまで地域の住民が長年かけて積み上げてきた地域コミュニティーに重大な影響を与えることもあることから、可能な限りそのような事態は避けなければなりません。
- ◆ 一方、再エネ発電設備に限らず、大規模な事業の計画等については、賛成・反対で関係者の意見が分かれることはむしろ自然なことであり、意見の一致には至らなかったとしても、それをもって、意見の異なる相手方を「信頼できない」と考えることは避けるべきです。
- ◆ 合意を得られるか否かに関わらず、事業者、住民、あるいはその他の関係者も含めて、相手方の立場を尊重し、お互いに信頼を得られるよう最大限配慮しながら、説明や話し合い等を進める必要があります。

(2) 感情的な対立を避け、可能なかぎり客観的なデータ等に基づいて議論すること

- ◆ 上記(1)の考え方にも通じるものですが、再エネ発電設備の事業計画を巡る地域住民との話し合いの場面等においては、感情的な対立に発展する場合もあり、そのような状況は、話し合いを生産的に進める上では好ましくありません。
- ◆ 個人としての「好み」や「主義・主張」、「思い込み」、「先入観」、「偏見」などの主観的な考え方は、感情的な対立を生む原因となり得ることから、議論を進める上では極力避ける必要があります。
- ◆ 再エネ発電設備の事業計画について、地域の合意を得る上で論点となるのは、騒音、反射光などによる環境への影響や、災害の発生リスクへの影響、健康への影響などが主なものと考えられますが、それらは、相当程度客観的なデータを示すことが可能であり、事業者はこのようなデータを用いて説明することが適切です。
- ◆ 一方で、これらのデータを示されたとしても、専門性が高く、住民には理解が難しい場合もあると考えられます。
- ◆ また、景観等については、人それぞれ感じ方が異なり（例えば、風車が見えることが景観を害す

ると考える人もいれば、観光資源になると考える人もいます)、客観的なデータで示すことが困難なものもあります。

- ◆ そのような場合は、後述する協議会の場に、環境や土砂災害、景観の専門家等をメンバーとして招くなどにより、専門家の助言等を得ながら、地域としての意思を確認していくことが適切であると考えられます。
- ◆ なお、再エネ発電設備の設置による影響等については、国が、技術的な知見や考え方を取りまとめたガイドラインや指針等を作成していますので、それらの資料を前提に議論を行うことが適当と考えられます。

(3) 地域の考え方を尊重すること

- ◆ 再エネ地域共生促進税は、森林を開発して設置された再エネ発電設備の所有者に課税することとされていますが、「森林」といっても、その状況はさまざまです。
- ◆ 自然公園等に指定されていなくても、その地域が昔から大切にしてきたもの、地域の文化やコミュニティのよりどころとなっているものなど、その地域固有の価値を有する場合もある一方で、森林でも、「再エネ発電設備を設置して、地域の活性化を図る必要がある」と住民や関係団体の方々が考える場合も想定されます。
- ◆ 促進事業等の認定等について協議する際には、こういった、それぞれの地域によって異なる考え方を尊重することが適当と考えられます。

(4) 前提条件を踏まえて議論すること

- ◆ 「そもそも再エネ発電設備は作る必要がない」など、話し合いを行う上での前提となる根本的な考え方を否定しては、地域の合意形成等に向けた議論は進みません。
- ◆ 後述の協議会に参加する事業者・住民及び関係者が、以下の事項について、認識を共有した上で議論を進めることが望まれます。

① 再エネを最大限導入することは必要であること

- ・ 世界的な異常気象の原因となっている地球温暖化のこれ以上の進展を防止するためには、各国が再エネの導入、省エネルギーの推進等により、「脱炭素」に取り組む必要があり、我が国としても、パリ協定に基づく2050年カーボンニュートラルの実現という目標を達成するためには、政府も自治体も事業者も住民も、あらゆる努力を行うべきです。
- ・ 中でも再エネは、化石燃料等の資源が乏しい我が国において、エネルギーの安全保障の面からも最大限の導入が求められます。
- ・ 「ここではなく別の場所に作ればいい」という立場をすべての地域が取れば、再エネ発電設備の導入は進展しなくなりますので、「Not In My Back-Yard」(必要なのはわかるけど自分の裏庭=自分の住んでいる付近ではやらせない)との考えは避けるべきです。
- ・ 市町村、地域住民等は「どのような条件を満たせば、事業者の提案が受け入れられるのか」との視点で議論を進めることが必要であり、「門前払い」をするようなことは、適切ではありません。

② 再エネ発電設備の導入には、「地域との共生」が必要であること

- ・ 国の「エネルギー基本計画」では、「更なる導入拡大に当たっては、適正な事業者による地域と共生した事業実施を図り、地域における前向きな合意形成を促した形で、適地の確保を進める

ことが重要である。」「再エネが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保、安全面の不安の払拭に努めていく。」等と述べられており、再エネを導入する際には、「地域との共生」が必要との考えが示されています。

- ・ 県でも、令和5年3月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」において「地域と共生した再エネの導入を促進するための取組」を重点対策として掲げています。
- ・ 事業者は、「地域との共生」を図ることのできない再エネ発電設備は導入できないものと考えて、地域住民等へ真摯に向き合う必要があります。
- ・ 一方、地域には、事業者の主張に耳を傾け、話し合いの中で「地域との共生」を図る道を探る姿勢が求められます。

③ 促進事業等は、地域に貢献すべきものであること

- ・ 地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、再エネ発電設備（地域脱炭素化促進施設）の整備と合わせ「地域の脱炭素化のための取組」や「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を行うことが求められます。また、農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画により整備される再エネ発電設備の整備者は「農林水産業の健全な発展に資する取組の実施」が求められます。
- ・ 更に、準ずる事業についても、これらに準じ、地域に貢献する取組が求められますので、「地域貢献」は、促進事業等として認定されるための重要な要件の1つであり、地域の合意形成等ができるか否かのカギを握る事項でもあったと考えられます。
- ・ 事業者は、再エネ発電設備の導入（導入に併せて行う「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等を含む）が、いかに地域に貢献できるものであるかについて、具体性をもって説明し、関係者の理解を得る努力が求められます。

④ 促進事業等は、「まちづくりの一環」として取り組まれるべきものであること

- ・ 再エネ発電設備の導入が検討される地域は、例えば人口減少等の地域課題を抱えている場合も多いものと考えられます。
- ・ 再エネ発電設備の導入は、その地域の社会的課題を悪化させるものであってはならず、長期的に望ましい地域の絵姿の実現に資するものとなるよう、進められることが求められます。
- ・ すなわち、市町村、地域住民、事業者のいずれもが、再エネ発電設備の導入を「社会的課題の解決策」であり、「まちづくりの一環」としてとらえ、建設的な話し合いを行うことが望ましいと言えます。

⑤ 財産権等の権利を尊重すること

- ・ 憲法第29条第1項には「財産権は、これを侵してはならない。」と定められており、また、同条第2項には「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と定められています。
- ・ 再エネ発電設備の設置予定地が、私有財産である場合、その利用が制限されるのは、「公共の福祉に適合しない場合」となり、制限する場合には法律や条例で定められることとなります。
- ・ しかし、事業者や土地所有者が、「財産権」や「営業の自由」等の権利を一方的に主張して話し合いに臨むことは、合意形成を図る上では好ましくなく、避けるべきです。
- ・ 事業者や土地所有者を含め、協議に参加するすべての関係者は、お互いの権利を尊重する態度

で、話し合いに臨む必要があります。

- ・ なお、協議会で協議する内容は、「再エネ発電設備の設置を認めるかどうか」ではなく、あくまで「地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否か」であるため、たとえ「認定できない」との結果になったとしても、財産権等が侵害されることにはならないことに留意が必要です。
- ⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること
- ・ 前述のとおり、事業者や土地の所有者の財産権等を考えると、関係法令等が遵守されることが前提ではありますが、地域の合意形成等が図られず促進事業等としての認定が受けられなかったとしても、法令上は、それをもって事業が実施できなくなるわけではありません。
 - ・ 協議会において議論すべきは、「対象となる事業が地域脱炭素化促進事業等として認定できるか」、すなわち「再エネ地域共生促進税を非課税とするに足る『地域と共生した再エネ事業』であると認められるか否か」となります。(協議会として再エネ発電設備の設置に係る「賛否」を表明することを妨げる趣旨ではありません。)
 - ・ 一方、前述のとおり、「再エネ発電設備の導入は、『地域との共生』が前提である」ことには変わりはありませんので、事業者は、地域の合意形成等を図ることができない場合には、抜本的な事業計画の見直しについて検討する姿勢が求められます。

4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方

(要旨)

事業提案型で地域脱炭素化促進事業計画を認定する場合、又は準ずる事業の認定をする場合の、地域の合意形成等・促進事業等の認定に係る手続や手順等については、下記のとおりとします。

(1) 協議会の設置

促進事業等の認定については、地域の合意形成等に係る手続として、以下の3つの方法が考えられます。

- ① 市町村が協議会を設置する方法
- ② 事業者が協議会を設置する方法
- ③ 協議会を設置しない方法

(2) 合意形成等に係る手続の進め方（協議会での決議まで）

協議会を設置する場合の、協議会での決議までの手続の標準的な進め方は下記のとおりです。

なお、協議会を設置しない方法を選択した場合は、⑥、⑦、⑩を除きます。

- ① 事業者による県担当部署への相談（任意）
- ② 事業者による市町村担当課等への事前相談・ヒアリングの実施
- ③ 事業者による自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの課題・要望等のヒアリングの実施
- ④ 事業者による計画素案の作成
- ⑤ 協議会の設立に関する事前相談、協議依頼又は協議会参画依頼
- ⑥ 協議会構成員の選定
- ⑦ 協議会の設置・運営
- ⑧ 計画の公表
- ⑨ 地域での説明会の開催
- ⑩ 協議会での決議

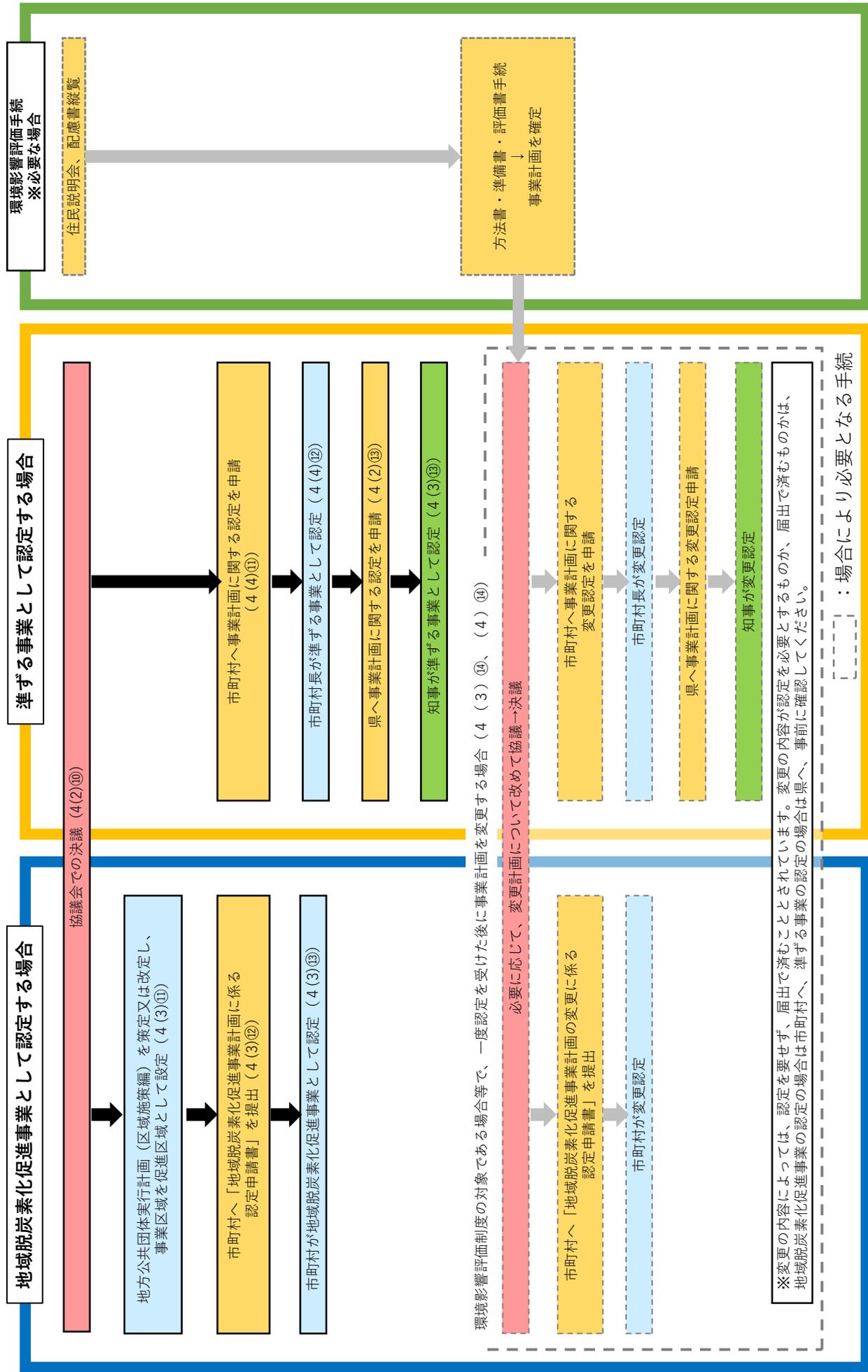
(3) 地域脱炭素化促進事業の認定に係る手続の進め方

(4) 準ずる事業の認定に係る手続の進め方

(3) 地域脱炭素化促進事業の認定の場合	(4) 準ずる事業の認定の場合
⑪ 地方公共団体実行計画の策定・改定	
⑫ 事業者から市町村への認定申請	⑪ 事業者から市町村への認定申請
⑬ 市町村による認定	⑫ 市町村長による認定
	⑬ 県に対する事業計画の認定申請・認定
⑭ 事業計画を変更する場合の手続	⑭ 事業計画を変更する場合の手続

事業提案型で促進事業として認定する場合及び準ずる事業として認定する場合の進め方について、大まかな流れを、図4-1・図4-2に、フローとして示します。フロー図内に記載された項目番号は、本ガイドラインのどの部分で当該手続について説明しているかを示しています。

図4-2 促進事業等の認定に向けた手順（協議会での決議後）



(1) 協議会の設置

- ◆ 促進事業等の認定については、地域の合意形成等に係る手続として、以下①から③の3つの方法が考えられます。どの方法を選択するかは、事業規模、内容、設置場所及び地域の状況等を踏まえ、市町村が決定することとなります。
- ◆ 一方、認定の種類等により、選択できる方法が限定されることにも留意が必要です。選択できる手続の整理は図4-3に示します。
- ◆ このとき、協議会を設置して、促進区域の設定や促進事業等の認定のための議論を進める場合(下記①、②)は、県による伴走型支援の1つとして、協議会の運営費用に充てることができる補助制度を準備しています(令和7年度以降の実施については要問合せ)。
- ◆ なお、いずれの方法を選択する場合であっても、事業計画を公表するなど、透明性の確保に留意する必要があります。

① 市町村が協議会を設置する方法

- ・ 促進事業等を認定することを前提とした場合に、想定されている最も基本的な方法となります。
- ・ 事業規模が大きいものや、設置される再エネ発電設備の近隣に住宅があるなど、地域に与える影響が大きいと考えられる事業については、この方法によることが適切と考えられます。
- ・ このとき、事業区域が複数の市町村にまたがる場合は、市町村ごとに協議会を設立することを基本とします。(詳細：5 協議会の設置の手順・運営方法等)
- ・ また、市町村が既に温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置していて、かつ、事業者が、準ずる事業ではなく、地域脱炭素化促進事業としての認定を希望する場合は、地方公共団体実行計画協議会による協議を経なければなりません(温対法第22条の2)。
- ・ 準ずる事業の認定を行う場合においても、当該事業を将来的に「地方公共団体実行計画」に位置付けることを念頭に置けば、温対法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置して手続を進めることも可能と考えられます。

(参考) 温対法 抜粋

第22条 **地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「地方公共団体実行計画協議会」という。)を組織することができる。**

- ・ なお、市町村設置の協議会を活用したい場合に、例えば、設置の根拠となっている条例や要綱等の状況により、含めるべき構成員に不足が生じてしまう等の事情がある場合には、別途事業者が地域の代表者や有識者も構成員となっている協議会を設置し、その協議会で協議した結果を、市町村設置の協議会に上げ、再度協議するという方法も考えられます。

② 事業者が協議会を設置する方法

- ・ この方法は、事業者と地域住民等が、既に密に意見交換等を行い、ほぼ合意形成が整っていると判断される場合や、市町村が人的・金銭的成本により協議会を設置することが難しい場合等に選択することが考えられます。
- ・ 事業者が協議会を設置する場合は、事業者が設置すること自体の可否や構成員の人選、運営方法等は市町村と協議の上で決定することとし、特に、協議会が公正に設置・運営されることを担保するため、市町村が協議会に参画することが適当です。
- ・ なお、市町村が既に温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置していて、かつ、事業者が、準ずる事業ではなく、地域脱炭素化促進事業としての認定を希望する場合は、上述のとおり地方公共団体実行計画協議会による協議を経なければならないため、事業者が協議会を設

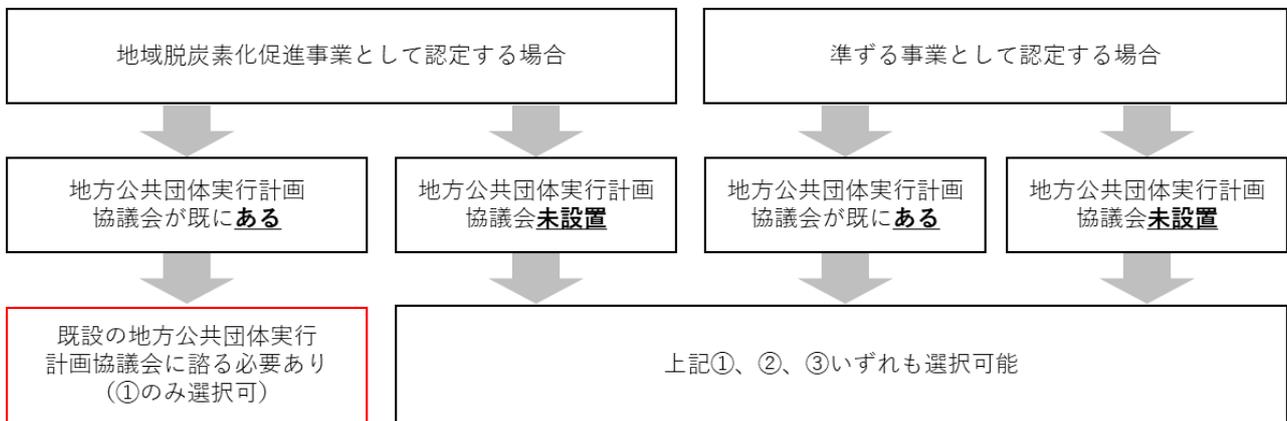
置する方法は選択できません。

- ・ また、事業者が協議会を設置する場合、当該協議会は地方公共団体実行計画協議会には位置付けられません。

③ 協議会を設置しない方法

- ・ 事業規模が比較的小さいものや、設置される再エネ発電設備の近隣にほとんど住宅等がないなど、再エネ発電設備による影響が少ないと判断される場合や、事業者と地域住民等が、既に密に意見交換等を行っている場合で、ほぼ合意形成が整っていると判断される場合等に、選択することが想定されます。この方法を選択する場合、市町村は、協議会を経ずに、事業者から提出された認定申請書の内容に基づき認定の可否を判断します。
- ・ なお、市町村が既に温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置していて、かつ、事業者が、準ずる事業ではなく、地域脱炭素化促進事業としての認定を希望する場合は、前述のとおり、この方法は選択できません。

(図4-3) 地域の合意形成等に係る手続の整理



(2) 合意形成等に係る手続の進め方（協議会での決議まで）

- ◆ 事業提案型による地域脱炭素化促進事業や準ずる事業の認定を想定した手続のうち、協議会での決議までの標準的な進め方を下記に示します。
- ◆ 上記の「③協議会を設置しない方法」を選択した場合は、下記進め方の⑥、⑦、⑩を除いた手続を進め、(3)又は(4)に進みます。
- ◆ なお、これは標準的な進め方を示したものですので、既に事業計画が進行している場合は、その進行度合いに応じて柔軟に対応して差し支えありません。

① 事業者による県担当部署への相談（任意）

- ・ 県担当部署（環境生活部次世代エネルギー室）では、県内の再エネ発電設備の状況等に関する様々な情報を有しています。
- ・ 事業者から、県内への再エネ発電設備の整備計画等について、県に相談があった場合は、市町村の担当課等を紹介するとともに、必要な助言等を行います。
- ・ また、②以降の手続等の途中であっても、必要な場合は、事業者は随時県に相談してください。

② 事業者による市町村担当課等への事前相談・ヒアリングの実施

- ・ 事業者が再エネ発電設備の設置を計画する上では、まず、設置しようとする地域の状況を適切に把握することが重要です。

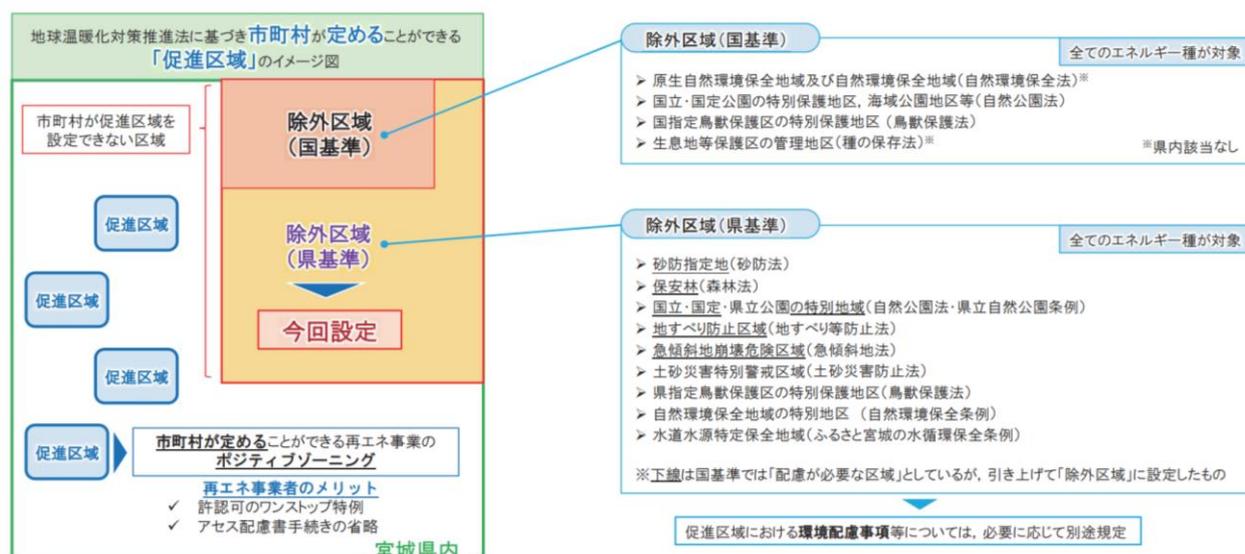
- ・ 事業者は、市町村担当部署一覧（【様式・参考資料編】P34）に、協議会等の設置前に意見を聞いておくべき者や、想定される地域住民の受け止め方、他の再エネ発電設備の設置・計画の状況、過去の災害の発生状況等の留意事項等の、計画素案の作成に必要な情報を得るために、相談・ヒアリング・情報交換を行います。
- ・ なお、どのような計画なのか概要がわからない状況で市町村の担当課に相談しても、有益な助言が得られない可能性がありますので、事業者は、相談に際して、大まかな場所や規模、再エネ発電設備の出力等の計画概要等（**骨子案**）をまとめておく必要があります。
- ・ 相談を受けた市町村は、「再エネを最大限導入することは必要である」との基本的な考え方（3地域の合意形成等に係る基本的な考え方）に基づき、また、「促進区域の設定は**市町村の努力義務**」であること等も踏まえ、事業者からの求めに応じ、適切に助言等を行うとともに、個人情報等の情報管理には十分留意しながら、可能な範囲で、必要な情報の提供を行うことが求められます。
- ・ また、市町村は、骨子案の内容から、関係部署に対して、情報共有等を行うとともに、必要な対策の指導等を行います。参考までに、環境省マニュアルに示された「地方公共団体内の関係部局の例」（風力の場合）を表4-1に示します。
- ・ 県内複数の自治体において、再生可能エネルギーに関連する条例を策定しており、中には「抑制区域」等を設定している条例もありますが、当該抑制区域が事業区域に含まれていたとしても、準ずる事業として認定することや、促進区域に設定し、地域脱炭素化促進事業として認定することは、制度上は可能です。一方、実際に当該事業を認定するか否かは、抑制区域や禁止区域を設定した趣旨を踏まえ、適切に判断されるべきと考えられます。
- ・ また、事業者が地域脱炭素化促進事業としての認定を希望している場合は、前述のとおり認定申請前に促進区域の設定が必要であることから、当該事業が計画されている場所に、除外区域（図4-4）が含まれていないかどうか確認する必要があります。（注：除外区域が含まれているからといって、「準ずる事業」として認定することを妨げるものではありません。）

表4-1 地方公共団体内の関係部局の例（風力の場合）
（環境省マニュアル3-2-2. 表3-2より引用）

所管		担当部局
事業推進		企業局、エネルギー部局、企業立地推進部局 等
環境影響評価		環境保全部局
許可等	自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区 等	環境保全部局、観光部局、農林部局
	保安林等	農林部局
	文化財	教育委員会（市町村・都道府県）
	景観形成区域	都市計画部局 等
	農用地区域、農地等	農林部局（市町村・都道府県・農業委員会）
	水質資源保護水面、漁業権設定区域	水産部局
空港の制限表面		空港部局
地域振興、観光関連等		地域振興局、観光部局、世界遺産登録関係部局
河川、道路等		建設部局

注：担当部局欄において、（ ）で示す箇所以外は、都道府県を想定した部署等の分類を示す

図 4-4 地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定めることができる促進区域のイメージ図
(出典：みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略 概要版)



※図 4-4 はあくまで温対法に基づく促進区域を設定する際の基準であり、図にある除外区域が含まれているからといって、「準ずる事業」として市町村が認めることを妨げるものではありません。

③ 事業者による自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの課題・要望等のヒアリングの実施

- ・ 事業者は、市町村担当課から紹介を受けるなどして、自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等に対し骨子案について説明します。
- ・ 事業者が、事業計画が確定する前に説明を行うことを躊躇する場合もあると考えられますが、事業の予定地や大まかな規模等を地域住民等に対し計画の初期の段階から伝えておくことは、「知らない間に勝手に話を進められた」との印象を避ける上で有効です。
- ・ あわせて、骨子案についての意見や、地域の課題・要望、自然環境や生活環境への影響の可能性等についてヒアリングを行います。
- ・ このとき、事業者に対する信頼が地域との合意形成において重要な要素となることから、事業者は、地域に寄り添う姿勢で、地域の実情について丁寧に、十分な時間をかけて聞き取り等を行い、地域貢献策に対するアイデアを提案するなど、前向きにヒアリングを進めることが重要です。
- ・ 更に、事業者は、ヒアリングを行った自治会等から、他に意見を聞いた方がよい地域の住民、団体等について紹介してもらい、広く意見を聞くことも重要です。
- ・ 事業者は、市町村担当者とヒアリングの状況を共有しながら、適宜必要な調整を行うことが適当と考えられます。
- ・ 参考までに、環境省マニュアルに示された「関係者・関係機関の例」(風力の場合)を表 4-2 に示します。
- ・ なお、課題・要望等のヒアリングを行った相手方の中から、後述の協議会の構成員を選定することが想定されますので、留意が必要です。
- ・ また、①から③の過程で、事業者が「地域との合意形成等が困難である」と判断した場合は、計画の抜本的な見直しを検討する姿勢が求められます。

表 4-2 関係者・関係機関の例（風力の場合）（環境省マニュアル 3-2-2. 表 3-3 より引用）

分野	関係者・関係機関	
法規制等	国	環境省 地方環境事務所 経済産業省 地方経済産業局 資源エネルギー部 総務省 地方総合通信局 文化庁 農林水産省 地方農政局 林野庁 森林管理局 森林管理署 水産庁 地方漁業調整事務所 国土交通省 地方整備局 港湾空港部 気象庁 防衛省 防衛政策局運用政策課 等
	都道府県・市町村	（表 3-2 参照）
先行利用者	農業関係者・団体（農業者、農業協同組合、農業委員会 等）	
	林業関係者・団体（森林組合 等）	
	観光事業者（スカイスポーツ等）・団体 等 （商工会、観光協会 等）	
環境保全等に関する対象等	環境保全団体、環境保護団体、景観まちづくり団体	
地域住民等	地域住民、地域住民団体、地域住民組織、地方公共団体議会議員、別荘の所有者	
有識者、専門家、学芸員、試験研究機関	以下の分野の有識者等 環境政策（ゾーニング、環境法令・制度、環境社会学、再エネ等）、合意形成、生活環境（騒音、風車の影等）、自然環境（景観、鳥類、その他生物、生態系、自然保護全般等）、風力発電	
事業者	事業者団体、地元風力発電関連産業業者	
電力関係	一般送配電事業者※、再エネ事業者	
金融機関	大手銀行、地方銀行等	
関係市町村	隣接する地方公共団体	

※電源や系統に関する公開・開示情報の活用等

④ 事業者による計画素案の作成

- 事業者は、③のヒアリングの結果等を踏まえ、「事業計画書兼認定判断シート」（【様式・参考資料編】P4～）を参考に計画素案を作成します。
- その際、「知らない間に勝手に話を進められた」との印象を避けるためには、下記⑤の協議書の提出に至るまで、必要に応じて、市町村、産業団体、自治会等と緊密にコミュニケーションや意見交換を重ねることが重要です。
- また、計画素案を作成するに当たっては、多大な費用や時間を要する調査や、環境影響評価手続の実施過程において実施すべき調査・評価等までは行う必要はありませんが、既存データやフォトモンタージュ等を活用し、理解しやすく、説得力のある内容の計画素案とすることが必要です。
- 更に、地域脱炭素化促進事業においては、「地域の脱炭素化のための取組」「地域の環境保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等を実施することが求められます。
- 取組を検討する際、事業者は、積極的に市町村、産業団体、自治会等の地域の意見を取り入れること、さらに言えば、地域とともに計画案を作り上げ、地域が「自分たちの計画」でもあるとの意識を持てる内容となることが理想的であると考えられます。
- なお、市町村が、地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

を定めている場合は、事業者は、その取組を、当該計画に沿ったものとする必要があります。

- ・ また、計画素案の作成に当たっては、骨子案の作成と同じく、事業者が地域脱炭素化促進事業としての認定を希望する場合は特に、温対法施行規則第5条の2で規定される国の基準や、同規則第5条の4第2項の規定に基づき県が定める基準に適合しているかをあらかじめ確認する必要があります。

⑤ 協議会の設置に関する事前相談、協議依頼又は協議会参画依頼

- ・ 事業者は、協議会の設置に関して、市町村に事前に相談し、内諾を得た上で、(1)①～③のいずれかの方法を選択します。
- ・ (1)①市町村が協議会を設置する方法を選択した場合には、本ガイドラインで定める参考様式第1号「再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議依頼書」(【様式・参考資料編】P2)を市町村に提出します。
- ・ (1)②事業者が協議会を設置する方法を選択した場合には、本ガイドラインで定める参考様式第2号「再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議会参画依頼書」(【様式・参考資料編】P3)を市町村に提出します。
- ・ (1)③協議会を設置しない方法を選択した場合には、③、④で作成した計画素案(任意様式)を市町村に提出します。(⑥、⑦、⑩の手続きは省略し、⑧、⑨へ進みます。)

【解説】

・ 温対法において、地域脱炭素化促進事業計画に係る認定は、地方公共団体実行計画協議会が設置されている場合は、当該協議会での協議を経て、事業者による認定の申請が行われることとされています。このことを踏まえ、本ガイドラインでは、地域脱炭素化促進事業としての認定を受けるか、「準ずる事業」としての認定を受けるかによらず、協議会で協議を行う場合には、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議依頼書」又は再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議会参画依頼書を事業者が市町村に提出することとしました。

⑥ 協議会構成員の選定

- ・ 市町村は、市町村による協議会の設置が必要だと判断される場合は、「5 協議会の設置の手順・運営方法等」に基づき、協議会の構成員の選定を行います。
- ・ このとき、既に地方公共団体実行計画協議会を設置している市町村については、協議する計画の内容を踏まえ、必要に応じて、当該協議会の構成員を変更(計画に関係する地域の住民団体の代表者を構成員に加える等)して協議することや、当該協議会の下部組織を設置して協議する(最終的には上位の当該協議会において協議)等の対応も考えられます。
- ・ 事業者が協議会を設置する場合は、市町村と協議の上で、構成員を決定することが適当です。

⑦ 協議会の設置・運営

- ・ 市町村(事業者が協議会を設置する場合は事業者)は、「5 協議会の設置の手順・運営方法等」の(3)協議会の運営方法等に基づき、協議会を設置・運営します。
- ・ なお、協議会の設置を行う前に、協議会の構成員との調整が概ね完了していることが理想となります。

⑧ 計画の公表

- ・ 市町村又は事業者は、計画について、協議会の設置後速やかに(必要に応じて協議会の設置前に)、ホームページや市町村の広報誌、回覧板など、適切な方法により広く住民に周知します。
- ・ また、協議会において当該計画が協議されることについても、併せて周知します。なお、協議

会を非公開とする場合は、議事録の公表と合わせて協議会の開催について周知することも可とします。

- ・ 協議会を設置しない場合には、事業者が自ら適切な方法により広く住民に計画を周知する必要があります。

⑨ 地域での説明会の開催

- ・ 事業者は、市町村と調整の上、参集範囲、開催回数、内容等に係る説明会の実施計画の原案を作成し、協議会に報告し、意見を聞いた上で、当該実施計画に基づく住民説明会を開催します。
- ・ 必要に応じて、協議会の構成員も説明会に参加します。
- ・ 結果については、事業者がとりまとめ、協議会に報告します。
- ・ 事業者は、協議会での議論や説明会での意見等を踏まえて、必要に応じて計画の内容を修正します。この場合、その内容を協議会へ報告します。

⑩ 協議会での決議

- ・ 協議会では、「5 協議会の設置の手順・運営方法等」及び協議会規約等（協議会規約例：【様式・参考資料編】P35～）に基づき、「別紙事業計画書兼認定判断シート」の「上記事項に関する協議会の評価」、「適否の判断」の欄に記述していくかたちで、同シートを作成し、地域脱炭素化促進事業としての認定の適否※を総合的に判断します。なお、市町村及び事業者は、協議会に参画していますので、協議会から市町村及び事業者に判断結果を通知することは必要とはしません。

※認定の「適否」とは、「協議会として、その事業を『地域脱炭素化促進事業として認定するに足りる』と考えるか否か」をいいます。

なお、「市町村がその事業を『地域脱炭素化促進事業として認定できる』か否か」は、本ガイドラインにおいて、認定の「可否」といいます。

- ・ なお、地域脱炭素化促進事業の認定を行う場合には、(3)⑩で促進区域の設定を行いますので、この時に改めて、当該事業が計画されている場所に除外区域が含まれていないかどうかの確認が必要です。
- ・ なお、協議結果として、認定判断シートの総合判定において適否の判断が「否」であった場合には、事業者は、事業の内容等について再検討することが適切です。
- ・ 前述のとおり、準ずる事業として認定する場合には、事業区域に除外区域が含まれているからといって、市町村が認定することを妨げるものではありませんが、各関係法令に基づき適正な配慮や手続がされる予定であること等をよく確認することが適切だと考えられます。

(3) 地域脱炭素化促進事業の認定に係る手続の進め方

(詳細は環境省マニュアル第7章、第8章を参照)

⑪ 地方公共団体実行計画の策定・改定

- ・ 事業者が、地域脱炭素化促進事業としての認定を希望する場合は、その前提として、事業者が認定を希望する事業の区域が、促進区域（温対法第21条第5項第2号）として温対法に基づく地方公共団体実行計画に位置付けられている必要があります。
- ・ また、地方公共団体実行計画で、「地域の環境の保全のための取組」等（温対法第21条第5項第2号以外の各号）が定められている必要があります。
- ・ よって、市町村は、必要に応じて地方公共団体実行計画の策定・改定を行う必要があります。

- ・ なお、地方公共団体実行計画の策定・改定に当たっては、あらかじめ、「住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされていることから、必要に応じてパブリックコメント等を実施します。
- ・ 地域脱炭素化促進事業の認定までの順序等については、下の解説も参照してください。



⑫ 事業者から市町村への認定申請

- ・ 事業者は、市町村による地方公共団体実行計画の策定及び促進区域の設定後、(2)⑩の協議会の決議を踏まえ、温対法認定省令第3条第1項に規定された別記様式第1「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書」(【様式・参考資料編】P22)を市町村へ提出します。

⑬ 市町村による認定

- ・ 市町村は、申請書の提出があった場合、温対法第22条の2第3項の認定要件を満たすかどうかを審査し、認定の可否について判断し、事業者に対してその結果を書面により通知します。様式は、環境省マニュアル付録(様式集)に参考様式第1「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について(通知)」(【様式・参考資料編】P23)が示されています。
- ・ 温対法第22条第4項では「地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」と定められていることから、協議会の構成員である市町村は、原則的には認定の可否に係る判断についても協議会での結果((2)⑩協議会での決議)を尊重する必要があります。
- ・ 一方で、再エネ発電設備の設置については、特に大規模なものは、設置される市町村への影響が大きいことから、必要に応じて、認定の可否に係る判断について市町村議会の意見を聞くこと等を妨げるものではありません。
- ・ なお、環境影響評価の対象となる事業等については、その手続後に変更した事業計画をもって再度認定を行う必要があること等を条件として付した上で認定することも考えられます。(参照：7(4)事業の見通しを立てる上での配慮)
- ・ 市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をしたときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかにその旨を通知することとされています。また、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める事項について、公表するものとされています。詳細は環境省マニュアル等を確認してください。

⑭ 事業計画を変更する場合の手続

- ・ 認定地域脱炭素化促進事業計画の内容を変更しようとするときは、当該変更について市町村の認定を受けなければなりません。(その変更の内容が温対法認定省令で定める軽微な変更¹⁾に該当する場合には、事後的に変更届を提出することとされていますが、事業者は、行おうとする変更の内容が「軽微な変更」に該当するかを事前に市町村へ確認してください。)

(参考)

○温対法 抜粋

第22条の3 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。)は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定地域脱炭素化促進事業者は、前項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならない。

○温対法認定省令 抜粋

第9条 法第22条の3第1項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の変更

- 二 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為を記載した場合に限る。）
- 三 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
- 四 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
- 五 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
- 六 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
- 七 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

- ・ 変更した事業計画について再度認定を受けるに当たっては、地方公共団体実行計画協議会が設置されているときには、あらかじめ当該地方公共団体実行計画協議会での協議を経た上で※市町村長への認定申請書（温対法認定省令第8条第1項に規定された別記様式第3「地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書」（【様式・参考資料編】P25）を提出します。
- ※（2）⑦で設置した協議会が、温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会として位置付けられていない場合には、当該協議会での協議を必ずしも経なくてもよいこととなりますが、変更の内容により、協議会での協議の必要性を判断する必要があります。
- ・ 軽微な変更該当する場合には、環境省マニュアル付録（様式集）の参考様式第7「地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更について（届出）」によりその旨を報告します。

（4）準ずる事業の認定に係る手続の進め方

⑪ 事業者から市町村への認定申請

- ・ 事業者は、（2）⑩の協議会の決議を踏まえ、再エネ地域共生促進税条例施行規則第7条第1項に基づき、同施行規則第18条に規定された様式第1号「再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の認定について（申請）」（【様式・参考資料編】P26）を市町村へ提出します。
- ・ この申請書に添付する書類等については、同施行規則では特に定めていませんが、同施行規則第7条第4項及び第5項の知事への認定申請に関する規定に準じて、知事への認定申請時の提出書類と同一のものを提出してください。
- ・ なお、同施行規則第7条第4項第1号の「事業計画書」は同施行規則において様式を定めていませんが、協議会での協議の際に使用した「別紙 事業計画書兼認定判断シート」（【様式・参考資料編】P4～）を使用することが可能です。その際、同施行規則で定められている事業計画書に記載すべき事項を満たすよう留意してください。

（参考）再エネ地域共生促進税条例施行規則第7条（抜粋）

条例第三条第六号の規定により知事の認定を受けようとする者は、再生可能エネルギー発電設備若しくはその附属設備が所在し、又はそれらの設置が予定されている市町村（県の区域内の市町村に限る。以下「設備所在市町村」という。）の長に申請し、事業計画の認定を受けなければならない。

2、3 （略）

4 第1項の認定を受けた者又は温対法第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者若しくは農山漁村再エネ法第八条第一項に規定する認定設備整備者（前項の規定により第一項に規定する認定手続を省略した場合に限る。以下第11号及び次条第4項において同じ。）であつて、知事の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書面を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第5号から第10号までに掲げる書面は、条例第3条第5号に準ずるものとして同条第6号の認定を受けようとする場合に限り、添付することを要しない。

- 一 事業計画書
- 二 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面
- 三 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書面を保有していない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面）

- 四 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の位置、規模、構造及び配置を明らかにした図面
- 五 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について所有権その他の使用の権原（以下「所有権等」という。）を有するか、又はこれを確実に取得することができる状態に認められるための書面（申請時に所有権等を有するか、又はこれを確実に取得することができる状態に至っていない場合にあっては、所有権等の取得のため適当な努力がなされていることを証する書面に代えることができる。）
- 六 バイオマスの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書面（申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備である場合に限り。）
- 七 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備と電気事業者（電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証する書面の写し（申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続する場合に限る。ただし、申請時に当該電気事業者の同意が得られていない場合にあっては、同意の取得のため適当な努力がなされていることを証する書面をもって代えることができる。）
- 八 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の点検及び保守その他の再生可能エネルギー発電事業の実施体制に関する書面
- 九 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書面
- 十 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書
- 十一 第1項の規定による設備所在市町村の長の認定（第一号の事業計画書に係るものに限る。）を証する書面（温対法第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者又は農山漁村再エネ法第8条第1項に規定する認定設備整備者が申請をする場合にあっては、温対法第22条の2第3項の認定に係る通知書又は農山漁村再エネ法第7条第3項の認定に係る通知書（温対法第22条の3第1項の規定による変更の認定若しくは同条第2項の規定による変更の届出又は農山漁村再エネ法第8条第1項の規定による変更の認定若しくは同条第2項の規定による変更の届出によって変更された後の計画に基づき使用される場合にあっては、当該計画に係る温対法第22条の3第5項において準用する温対法第22条の2第3項の認定に係る通知書若しくは温対法第22条の3第2項に規定する届出書又は農山漁村再エネ法第8条第4項において準用する農山漁村再エネ法第7条第3項の認定に係る通知書若しくは農山漁村再エネ法第8条第2項に規定する届出書を含む。）の写し）
- 十二 その他知事が必要と認める書面
- 5 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 再生可能エネルギー発電事業の実施期間
 - 三 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の種類及び規模その他の再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置に関する事項
 - 四 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の撤去並びに原状回復に関する事項
 - 五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項
 - イ 条例第3条第4号に準ずるものとして同条第6号の認定を受けようとする場合 次の(1)から(5)までに掲げる事項
 - (1) 再生可能エネルギー発電事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
 - (2) 第3号の設置と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
 - (3) 第3号の設置並びに(2)の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
 - (4) 第3号の設置並びに(2)の取組に必要な資金の額及びその調達方法
 - (5) 第3号の設置と併せて実施する地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容
 - ロ 条例第3条第5号に準ずるものとして同条第6号の認定を受けようとする場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項（略）

⑫ 市町村長による認定

- ・ 市町村は、申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適切と認められる場合には、再生可能エネルギー発電事業計画について認定します。
- ・ 温対法第22条第4項で「地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」と定められていることを踏まえると、準ずる事業の場合も同様に、原則的には認定の可否に係る判断

について協議会での結果（（２）⑩協議会での決議）を尊重することが適切です。

- ・ 認定の可否については、協議会における認定の適否の判断を踏まえるほか、再エネ地域共生促進税条例施行規則第 7 条第 6 項に規定する知事が認定する場合の認定基準を参考に判断します。一方で、再エネ発電設備の設置については、特に大規模なものは、設置される市町村への影響が大きいことから、必要に応じて、認定の可否に係る判断について市町村議会の意見を聞くこと等を妨げるものではありません。

（参考）再エネ地域共生促進税条例施行規則第 7 条 抜粋

6 知事は、第 4 項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、事業計画の全部又は一部の認定をするものとする。

一 条例第 3 条第 4 号に準ずるものとして事業計画の認定をする場合

イ 前項第 5 号イ(2)及び(5)に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する場所及びその周辺地域の自然的社会的条件に照らして適切であること。

ロ 設備所在市町村の再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガスの排出削減の方針に照らして適切であること。

ハ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について所有権等を取得するために直接必要な準備を行っていること。

ニ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得るために直接必要な準備を行っていること。

ホ その他地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和 4 年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）第 6 条で定める基準に照らして適切であること。

二 条例第 3 条第 5 号に準ずるものとして事業計画の認定をする場合（略）

- ・ また、市町村長が認定をする際には、同施行規則第 7 条第 8 項の規定の範囲内で、条件を付すことができます。例えば、環境影響評価の対象となる事業等については、その手続後に事業計画が変更になる可能性がありますので、同条同項第 1 号の条件を付した上で認定することが考えられます。（参照：7（４）事業の見通しを立てる上での配慮）

（参考）再エネ地域共生促進税条例施行規則第 7 条 抜粋

8 第 1 項又は第 6 項の認定をする場合において、設備所在市町村の長又は知事は、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生のために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

一 事業計画を変更（次条第 6 項に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ設備所在市町村の長（第 6 項の認定を受けた場合にあっては、設備所在市町村の長及び知事）の認定を受けること。

二 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに設備所在市町村の長（第 6 項の認定を受けた場合にあっては、設備所在市町村の長及び知事）に報告してその指示を受けること。

三 その他再生可能エネルギー発電事業の地域との共生のために必要な条件

- ・ ここで付した条件に違反したと認めるときや、認定を受けた事業計画に従って再エネ発電事業を行っていないと認めるときは、市町村長は、再同施行規則第 9 条第 1 項に基づき、認定を取り消すことができます。この際、同条第 2 項に基づき、当該認定を受けていた者と県に対し、速やかにその旨を通知してください。

（参考）再エネ地域共生促進税条例施行規則第 9 条

設備所在市町村の長は、第 7 条第 1 項の認定を受けた者が、その事業計画（前条第 1 項の規定による変更の認定又は同条第七項の規定による変更の届出があったときは、当該変更後のものをいう。）に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないと認めるとき又は第 7 条第 8 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 設備所在市町村の長は、前項の規定により第 7 条第 1 項の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、当該認定を受けていた者及び知事に通知するものとする。

3 知事は、第七条第六項の認定を受けた者が、その事業計画（前条第 3 項の規定による変更の認定又は同条第 7 項の規定による変更の届出があったときは、当該変更後のものをいう。）に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないと認めるとき又は第 7 条第 8 項（前条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 知事は、前項の規定により第 7 条第 6 項の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、当該認定を受けていた者及び設備所在市町村の長に通知するものとする

⑬ 県に対する事業計画の認定申請・知事による認定

- ・ 事業者は、⑫の市町村長の認定後、再エネ地域共生促進税条例施行規則第7条第4項に基づき、同施行規則第18条に規定された様式第2号「再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の認定について（申請）」（【様式・参考資料編】P27）を県（次世代エネルギー室）へ提出します。添付書類等については前掲のとおりです。（⑪参照）
- ・ 知事が認定する際の基準は同施行規則第7条第6項で定めていますが、原則として、市町村長の判断を尊重することとしています。
- ・ 知事は、同施行規則第7条第7項に基づき、認定をしたとき（又は認定をしなかったとき）には、申請者及び市町村長に対し、その旨を通知します。知事の認定をもって、当該事業は非課税の対象となります。
- ・ また、知事も、市町村長同様に、認定をする際には条件を付すことができます。認定の取消しに関しても同様です。

【解説】再エネ地域共生促進税の課税時期と促進事業等の認定のタイミングの関係について

- ・ 再エネ地域共生促進税は、再エネ発電設備の完成後に初めて迎える賦課期日（1月1日）以降、賦課期日時点における再エネ発電設備の総発電出力を課税標準として課税されます。
- ・ 例えば、令和6年7月に再エネ発電設備が完成した場合には令和7年度から、令和7年3月に再エネ発電設備が完成した場合には令和8年度から課税されることとなります。
- ・ したがって、再エネ発電設備の完成当初から再エネ地域共生促進税が非課税となるためには、完成後に迎える最初の賦課期日までに、促進事業等の認定を受ける必要があります。
- ・ なお、再エネ発電設備の完成後に迎える最初の賦課期日までに促進事業等の認定を受けておらず、賦課期日後に促進事業等の認定を受けることも考えられます。その際は、認定を受けてから提出する減免の申請書の提出時期によって、課税額の一部または全額が減免となり、その後の年度は非課税（再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の全部が認定を受けた場合）となります。

【解説】複数市町村にまたがって再エネ発電設備の設置が計画されている場合の促進事業等の認定及び再エネ地域共生促進税の取扱いについて①（再エネ地域共生促進税条例施行規則第7条第2項、第3項関係）

- ・ 複数市町村にまたがって再エネ発電設備の設置が計画され、当該再エネ発電設備の全部が促進事業等として認定された場合は、再エネ地域共生促進税が非課税となります。

A市 地域脱炭素化 促進事業 として認定	B市 地域脱炭素化 促進事業 として認定	A市 農山漁村再エネ法 に基づく 認定設備整備計画 として認定	B市 農山漁村再エネ法 に基づく 認定設備整備計画 として認定	A市 準ずる事業 として認定	B市 準ずる事業 として認定
-------------------------------	-------------------------------	---	---	----------------------	----------------------

- ・ 一方、例えば二つの市町村にまたがって再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が設置され、一つの市町村（A市）では温対法に基づく地域脱炭素化促進事業として認定を受けており、かつ、もう一つの市町村（B市）では準ずる事業として市町村長及び知事の認定を受けている場合には、条例上の非課税とはなりません。

A市 地域脱炭素化 促進事業 として認定	B市 準ずる事業 として認定
-------------------------------	----------------------

※上図の事例では、B市において地域脱炭素化促進事業としての認定を受けるか、又はA市において準ずる事業としての市長及び知事の認定を受けることができれば非課税となります。

- ・ 事業全体について、準ずる事業としての認定を申請したい場合は、事業者は、A市長の地域脱炭素化促進事業の認定書及びB市長の準ずる事業の認定書を添付して、知事に対して事業全体の「準ずる事業」としての認定を申請することができることとしています。（事業者からA市長への準ずる事業の認定申請及びA市長の認定は不要となります。）

⑭ 事業計画を変更する場合の手続

- ・ 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業と同様に、準ずる事業としての認定を受けた事業計画を変更しようとするときには、再エネ地域共生促進税条例施行規則第8条第1項に基づき市町村長の、また、同条第3項に基づき知事の認定を受ける必要があります。

(参考) 再エネ地域共生促進税条例施行規則第8条 抜粋
前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第6項に規定する軽微な変更を除く。)しようとするときは、設備所在市町村の長に申請し、その認定を受けなければならない。
2 前条第2項及び第8項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
3 前条第6項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第6項に規定する軽微な変更を除く。)しようとするときは、前条第4項各号に掲げる書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付した申請書を知事に提出し、認定を受けなければならない。ただし、既に知事に提出されている書面のうち、内容に変更がないものは、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。
一 条例第3条第4号に準ずるものとして前条第6項の認定を受けた場合 同条第5項第3号の設置並びに同項第5号イ(2)及び(5)に掲げる取組の状況を記載した書面
二 条例第3条第5号に準ずるものとして前条第6項の認定を受けた場合 同条第5項第3号の設置並びに同項第5号ロ(1)及び(4)に掲げる取組の状況を記載した書面
4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による変更の認定を受けているときは、申請書の添付書面のうち前条第4項第1号の書面は、第1項の規定による変更の認定(第3項の規定により添付する前条第4項第1号の事業計画書に係るものに限る。)を証する書面(温対法第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者又は農山漁村再エネ法第八条第一項に規定する認定設備整備者が申請をする場合にあっては、温対法第22条の3第5項において準用する温対法第22条の2第3項の認定に係る通知書又は農山漁村再エネ法第8条第4項において準用する農山漁村再エネ法第7条第3項の認定に係る通知書(温対法第22条の3第2項の規定による変更の届出又は農山漁村再エネ法第8条第2項の規定による変更の届出によって変更された後の計画に基づき使用される場合にあっては、当該計画に係る温対法第22条の3第2項に規定する届出書又は農山漁村再エネ法第8条第2項に規定する届出書を含む。)の写し)とする。

- ・ 変更の内容が再エネ地域共生促進税条例施行規則第8条第6項に規定する「軽微な変更」に該当する場合(例:法人の代表者や法人所在地の変更)には、変更の認定は必要とせず、同第8条第7項に基づき、遅滞なく、市町村長及び知事に変更届出書を提出することとされています。事業者は、行おうとする変更の内容が「軽微な変更」に該当するかを事前に県(次世代エネルギー室)へ確認してください。

(参考) 再エネ地域共生促進税条例施行規則第8条 抜粋
6 この規則において軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。
一 前条第1項若しくは第6項の規定による認定又は第1項若しくは第3項の規定による変更の認定を受けた者の変更
二 前条第4項第1号の事業計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造又は出力の変更
三 前号に掲げるもののほか、前条第4項第1号の事業計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備に係る主要な変更
四 前条第5項第4号に掲げる事項の変更
五 前条第5項第5号イ(2)又は(5)に掲げる取組の内容の変更(条例第3条第4号に準ずるものとして前条第1項又は第6項の認定を受けた場合に限り。
六 前条第5項第5号ロ(1)又は(4)に掲げる取組の内容の変更(条例第3条第5号に準ずるものとして前条第1項又は第6項の認定を受けた場合に限り。
七 前各号に掲げるもののほか、事業計画の実質的な変更
7 前条第1項若しくは第6項の規定による認定又は第1項若しくは第3項の規定による変更の認定を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を前条第1項の規定による認定又は第1項の規定による変更の認定をした設備所在市町村の長及び知事に提出しなければならない。ただし、前条第6項の規定による認定を受けていない場合にあっては、知事に提出することを要しない。

- ・ 変更認定申請の際に使用する様式は、再エネ地域共生促進税条例施行規則第18条で定められている様式第6号「再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の変更認定について(申請)」(【様式・参考資料編】P30)及び様式第7号「再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の変更認定について(申請)」(【様式・参考資料編】P31)を、軽微な変更については、様式第11号「再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更届出書」(【様式・参考資料編】P

33) 使用してください。

- ・ 知事への変更認定申請書には、再エネ地域共生促進税条例施行規則第8条第3項及び第4項の規定に基づき、以下を添付します。(なお、②、③のうち、各取組の実施状況を記載した書面については、事業を実施中に計画変更する場合に添付します。)
 - ①当初認定の際の申請書に添付した書面の、計画変更の内容を反映したもの。ただし、当初認定のときから内容が変わらないものは、省略可。
 - ②認定地域脱炭素化促進事業に準ずるものとして認定を受けようとする場合は、設備の設置、脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況を記載した書面（任意様式）
 - ③認定設備整備計画に準ずるものとして認定を受けようとする場合は、設備の設置及び農林漁業の健全な発展に資する取組の実施状況を記載した書面（任意様式）
 - ④市町村長の変更認定を証する書面
- ・ 市町村長への変更認定申請書の添付書類については、再エネ地域共生促進税条例施行規則に定めはありませんが、上述の知事への変更認定申請書の添付書類と同一のものを提出してください（④を除く。）
- ・ 知事への変更認定申請には市町村長の変更認定書を添付する必要がありますので、事業者は先に市町村長へ変更について申請し、市町村長の認定を受けてください。
- ・ 事業計画について市町村長の認定を受けた後、知事の認定前に当該事業計画の内容の一部を変更することとなった場合には、市町村長の変更認定を経たのち、知事に認定申請をします。
- ・ 協議会を開催し、協議会の適否の判断を経て市町村長から認定を受けた場合で、事業計画を変更しようとする際は、原則的には、改めて協議会での協議及び適否の判断を経て市町村長の変更認定申請を行うべきと考えられます。一方で、協議会及び市町村に、変更の内容が軽微（ここで言う軽微とは、再エネ地域共生促進税条例施行規則第8条第6項に規定する「軽微な変更」に該当するものに限りません）であると判断された場合等に、変更認定申請に当たって、再度協議会での協議及び適否の判断までを要しないこととすることを妨げるものではありません。

5 協議会の設置の手順・運営方法等

(要旨)

市町村が協議会を設置する場合は、設置・運営は下記に従って行うこととします。

なお、事業者が協議会を設置し、運営する場合は、下記を参考にして、市町村と協議の上で設置・運営することが適切です。

(1) 基本

- ① 協議会の運営に関し必要な事項は会が定めること
- ② 協議会の議事録は公表すること
- ③ 事業ごと・市町村ごとに協議会を設置すること

(2) 協議会の構成員の選定

- ① 市町村
- ② 行政機関
- ③ 地域住民
- ④ 産業団体
- ⑤ 有識者
- ⑥ 事業者
- ⑦ その他市町村が必要と認める者

(3) 協議会の運営方法等

- ① 会長・副会長等の選任
 - ・ 会長は、社会科学等を専門とする有識者等から、協議会の会議において選任することが適切だと考えられます。
- ② 協議の進め方
 - ・ 別紙「事業計画書兼認定判断シート」を活用するなどして、協議を進めます。
 - ・ 「3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方」を踏まえ、協議を行うよう留意が必要です。
- ③ 決議の方法等
 - ・ 認定要件を満たすか否かは、「決議において特に意見を尊重すべき構成員」の意見を尊重した上で判断します。
- ④ 決議が困難な場合
 - ・ 協議会において意見が割れ、認定の適否を判断することが困難な場合等は、協議会としては適否までを示さず、市町村にその判断を委ね、市町村が議会の意見も聴きながら認定の可否を判断すること等も考えられます。

- 市町村が協議会を設置する場合は、設置・運営は下記に従って行うこととします。
- なお、事業者が協議会を設置し、運営する場合は、4 (1) ②を踏まえ、下記を参考にして、市町村と協議の上で設置・運営することが適切です。

(1) 基本

① 協議会の運営に関し必要な事項は会が定めること

- ・ 温対法では、「地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める」とされています。
- ・ よって、本ガイドラインに定められた内容であっても、協議会の運営に必要な事項は、最終的には、協議会に諮って決定されることとなります。
- ・ 協議会の規約を作成する場合の例は、協議会規約例（【様式・参考資料編】P35～）に示します。

② 協議会の議事録は公表すること

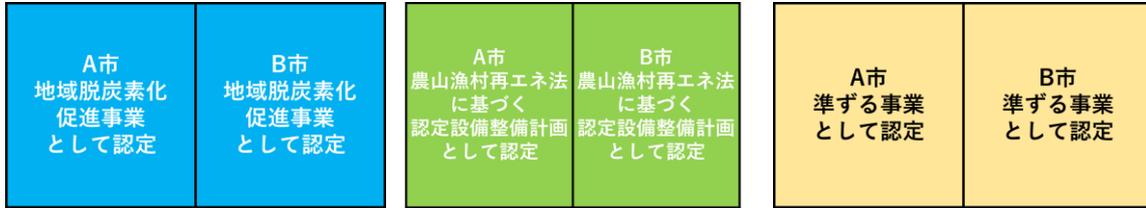
- ・ 環境省マニュアル4-3-2. では、協議会は「公開が原則」とされていますが、例えば多くの人が傍聴している場合には構成員が賛否の意見表明等を行いにくくなるなど、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害される可能性もあります。
- ・ よって、公開を原則としつつも、協議会での協議により、協議会の公開を議事録の公表等に替えることも可能と考えます。
- ・ なお、個別の事業者もしくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合や、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合等、秘匿にすることが必要な情報については、一部非公開にするなど、慎重に取り扱う必要があります。

③ 事業ごと・市町村ごとに協議会を設置すること

- ・ 再エネ発電設備の設置場所や規模・種別等によって、関係者が異なるため、基本的には、事業ごとに協議会を設置して議論を進めていくことが適当です。
- ・ しかし場合によっては、1つの市町村の中で複数の事業が計画されていることや、1つの事業が複数市町村にまたがって計画されていることもあります。
- ・ 1つの市町村の中で複数の事業が計画されていて、複数の案件で共通する構成員がいる場合、協議会に案件ごとの下部組織を設置し、詳細は当該下部組織で協議をするという運営方法も可能であると考えています。
- ・ また、1つの事業が複数市町村にまたがって計画されている場合は、協議会は市町村単位で設置することを基本とします。
- ・ 温対法においては、複数の地方公共団体が共同して協議会を設置することも可能とされていますが、市町村ごとに設置する理由は、再エネ発電設備の市町村ごとに意見が異なる場合も往々にして想定され、意見の集約が困難になることが想定されるためです。
- ・ このとき、当該事業を促進事業等として認定できると判断した市町村は、再エネ発電設備を設置する事業区域全体のうち、当該市町村の区域内に存在する再エネ発電設備のみを、促進事業等として認定することとなります。
- ・ なお、関係する市町村間の合意があれば、共同での協議会の設置を妨げるものではありません。

【解説】複数市町村にまたがって再エネ発電設備の設置が計画されている場合の促進事業等の認定及び再エネ地域共生促進税の取扱いについて②

- ・ 前述のとおり、複数市町村にまたがって再エネ発電設備の設置が計画され、当該再エネ発電設備の全部が促進事業等として認定された場合は、再エネ地域共生促進税が非課税となります。



- ・ しかし、複数市町村にまたがって事業計画がある場合、ある市町村では促進事業等としての認定を受け、他の市町村では認定を受けないということも想定されます。
- ・ 再エネ発電設備又は附属設備の一部のみが、促進事業等の認定を受けた場合は、再エネ地域共生促進税の課税標準である総発電出力を、当該発電設備の全体の面積（下図A市とB市の発電設備・附属設備の設置面積の合計）と認定を受けた部分の面積（下図A市の発電設備・附属設備の設置面積）で按分した上で、課税額を計算することとなります。

複数の市町村に事業計画がまたがり、促進事業等として認定した市町村と認定しない市町村があった場合の課税標準の計算



$$\text{課税標準} = \text{総発電出力} \times \frac{\text{全体の面積} - \text{促進事業等として認定を受けた部分の面積}}{\text{全体の面積}}$$

$$= \text{総発電出力} \times \frac{(\bullet\bullet \text{ m}^2 + \square\square \text{ m}^2) - \bullet\bullet \text{ m}^2}{\bullet\bullet \text{ m}^2 + \square\square \text{ m}^2}$$

※面積は、「発電設備及び附属設備の設置面積」をいう。

(2) 協議会の構成員の選定

- ◆ 構成員の選定は、促進事業等としての認定の適否の判断等に大きな影響を与えることから、その選定には慎重な対応が求められます。
- ◆ 協議会の基本的な構成例は表5-1「協議会の構成員」のとおりですが、前述のとおり、4(2)③等において課題等のヒアリングを行った相手方の中から、協議会の構成員を選定することが想定されます。
- ◆ なお、公平性を確保するため、有識者については、事業者や地域住民等からの推薦がある場合は、全体の構成員のバランスも考慮した上で、その者を構成員とすることも考えられます。
- ◆ 最終的には、案件ごとの特性等を踏まえ、人選も含めて市町村の責任において決定します。（事業者が協議会を設置する場合は、4(1)②のとおり、市町村と事業者が協議の上で決定します。）

表5-1 協議会の構成員

番号	項目	構成員
①	市町村	担当課長等
②	行政機関	関係行政機関・関係地方公共団体（担当者等）
③	地域住民	自治会や住民団体の代表者
④	産業団体	森林組合・農協・漁協・観光協会・商工会等の代表者
⑤	有識者	社会科学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化を研究する大学教授等
⑥	事業者	再エネ発電設備設置を計画する事業者（担当者等）
⑦	その他市町村長が必要と認める者（環境保護団体、再エネ事業者団体、金融機関等）	

※政令指定都市の地方公共団体実行計画協議会の場合、温対法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員、同法第38条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センターも構成員となります。

① 市町村

- ・ 温対法に基づく地方公共団体実行計画を所管する担当課の課長等が想定されます。
- ・ また、認定要件の1つとなる「地方公共団体実行計画等への適合状況」については、当該計画を所管する者として意見を述べる必要があります。

② 行政機関

- ・ 事業者が示す再エネ発電設備の設置計画において、事業計画に関連する自治体、協議の円滑な調整を行うために必要と考えられる国の機関（地方環境事務所、地方経済産業局ほか）等の担当者等が想定されます。
- ・ なお、協議会において、認定の適否について協議を行う際に許可権者等が参加する場合は、環境省マニュアル6-1.にも記載のとおり、オブザーバーとしての立場で参加することとなります。これは、認定要件の1つである「関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」については、関係法令に規定された基準等を満たすか否かにより判断すべきであり、協議会の場において協議の上判断すべきものではないと考えられるためです。

③ 地域住民

- ・ 再エネ発電設備の設置が計画されている地域の自治会や住民団体の代表者を構成員とします。また、再エネ発電設備の設置により、生活環境等に影響が生じると考えられる地域の自治会等の代表者も構成員とすることが適切です。

【解説】「地域」の基本的考え方

- ・ 合意形成を図るべき「地域」の範囲は、基本的には、国が作成している技術的な知見や考え方を取りまとめたガイドラインや指針等に則り、再エネ発電施設の設置によって、騒音、景観、反射光などの環境への影響や、災害発生リスクへの影響、健康への影響を直接的に受けると考えられる範囲※をいうものと考えています。なお、このことから、市町村単位ではなく、一般的な行政区、集落等の単位で区切ることを想定しています。
 ※設置される再エネ施設の種類や規模、周辺の地形等によりその範囲は異なるため、例えば「施設から何km以内」等具体的に一律の数値で示すのは困難なことから、事業者等が行うシミュレーション結果等を参考に判断することとなります。

- ・ また、代表者は、当該代表者個人としてではなく、当該地域の住民全体の意向として意見する必要があります。このことを考慮した上で、市町村は、自治会等に構成員となる代表者の推薦

を依頼することが望ましいと考えられます。

- ・ なお、このとき必ずしも自治会の会長等の役職を有する者を構成員とする必要はなく、下記事項にも配慮することが適切と考えられます。

(イ) 若い世代の意見が反映されるよう配慮すること

再エネ発電設備は、設置されれば通常20年以上の長期に渡って事業が行われるものであることや、脱炭素の取組は、現役世代というよりも、将来世代が温暖化や気候変動による不利益を被らないように取り組むものであることを踏まえると、当該計画に、地域の未来を担う、若い世代の意見が反映されることが望ましいと考えられます。

(ロ) 直接の利害関係を有する者が構成員とならないよう配慮すること

意見の偏りを防ぐため、再エネ発電設備の設置を予定する土地の所有者であるなどの直接の利害関係を有する者を構成員としないことが望ましいと考えられます。この場合、利害関係を有する者でないかどうかを確認するため、必要に応じて、協議会の構成員となる旨の同意書を受け取る際に併せて、利害関係者に該当しない旨を書面で確認する等の方法が考えられます。

④ 産業団体

- ・ 地域の産業団体は、当該地域の産業を支える重要な役割を果たしていると考えられることから、その意見は地域の考え方を尊重する上で重要な構成員であると考えられます。
- ・ このとき、地域住民の場合と同様に、必ずしも団体の理事長等の役職を有する者を構成員とする必要はなく、地域の未来を担う、若い世代の意見が反映されるよう配慮することや、直接の利害関係を有する者が構成員とならないよう配慮をすることが適切と考えられます。

⑤ 有識者

- ・ 有識者はあくまで、専門的立場から必要な助言等を行う役割となることを期待します。
- ・ 構成員とすべき有識者は、社会科学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化等の分野を研究する大学教授等から選定することが想定されますが、再エネ発電設備の設置予定地域の状況によっては、これらの分野以外も含めて、柔軟に選定することも考えられます。
- ・ 県は、市町村からの有識者の選定に関する相談に応じます。
- ・ また、事業者や地域住民等から推薦があれば、その有識者を構成員に含めることを検討する等の配慮を行うことが適切と考えられます。
- ・ また、会長・副会長は有識者の中から選任することが通例と考えられます。

⑥ 事業者

- ・ 事業者は、再エネ発電設備の設置計画の提案者として協議会に参加し、事業計画の説明等を行います。
- ・ 協議会の決議として、認定の適否について協議を行う際には、許可権者等と同様、オブザーバーとしての立場で協議会に参加します。

⑦ その他市町村長が必要と認める者

- ・ 案件や地域の実情に応じて、市町村の判断で上記以外の者を構成員として加えることも考えられます。
- ・ 場合によっては、決議に大きな影響を与える可能性も考えられることから、選定の際は、産業

団体や住民団体、事業者にあらかじめ意見を聞くことが適切です。

(3) 協議会の運営方法等

① 会長・副会長等の選任

- ・ 会長・副会長職は、協議会の運営を取り仕切る立場であり、場合によっては、地域の合意形成等の結果を左右する重要な役割を担います。
- ・ このため、会長・副会長は中立的な立場で会の運営を行うことができる社会科学等を専門とする有識者等が適当であると考えられますが、バランスの取れた協議会の進行を図る上で、再エネと地域との共生に詳しい有識者を会長の候補者とすることも、1つの方法と考えられます。
- ・ 前述のとおり、温対法において、「協議会の運営に関し必要な事項は会が定めること」と定められていますので、正式には、会長・副会長等の役員は、構成員の中から協議会の会議において選任することとなります。

② 協議の進め方

- ・ 構成員が論点を理解しやすいように、促進事業等の認定要件をまとめた資料等（「別紙 事業計画書兼認定判断シート」【様式・参考資料編】P4～）により、協議を進めます。
- ・ 事業者は、4（2）④にあるとおり、協議が円滑に進むよう、既存データやフォトモンタージュ等を活用し、理解しやすく、説得力のある内容の計画とすることが必要です。
- ・ 各構成員は、「3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方」を踏まえ、協議を行うよう留意が必要です。
- ・ 協議を進めるに当たって、有識者等も含めて事業予定地や先行事例を視察し、再エネ事業への理解を深めることも、有効と考えられます。

③ 決議の方法等

- ・ 協議会における認定の適否は、表5-2に示す要件を満たしているかをそれぞれ確認した上で総合的に判断し、決議します。
- ・ この場合も、前述のとおり「地域の考え方を尊重すること」等の「3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方」を踏まえることが適切です。
- ・ 各要件の判断に当たっては、出席者全員の意見が一致することが理想ではありますが、意見が割れることも考えられ、その場合は、表5-2に示す「決議において特に意見を尊重すべき構成員」の意見が尊重されるべきと考えられます。
- ・ 例えば、「地域脱炭素化促進事業計画の内容が、地方公共団体実行計画に適合するものであること」については、地方公共団体実行計画を所管する市町村の担当課長等の判断が最も尊重されるべきです。
- ・ また、認定要件によっては、協議会の構成員以外に見解を求めることが適切と考えられる場合も想定されますが、その際は、事業者が意見聴取等を行い、その結果を協議会に報告することや、協議会自ら意見聴取を行い、それを認定の適否の判断材料とすることも考えられます。

④ 決議が困難な場合

- ・ 構成員から各要件に対する意見を聞いた上で構成員間での話し合いを行い、「決議において特に意見を尊重すべき構成員」の意見を尊重したとしてもなお、協議会において意見が割れ、適否を判断することが困難な場合等は、会長が協議の状況を踏まえて判断することや、協議会と

しては適否までを示さず、市町村にその判断を委ねることも考えられます。

- ・ そのような場合、市町村は、協議の経緯を踏まえ、必要に応じて議会の意見を聴くなどして、認定の可否を判断することが必要です。

協議会での議論は様々な理由で進捗しなくなることも想定されますが、そのような状況が長期間に渡ることは、全ての関係者にとって、好ましくないことであるため、協議会の会長は、(構成員の意見を踏まえることが必要ですが) 認定の適否の判断を市町村に委ねる等の決定を行うタイミングについて、適切に見極めることが求められます。

表 5-2 協議すべき認定要件と決議において特に意見を尊重すべき構成員

番号	協議すべき認定要件等		認定の適否の協議における評価のポイント		決議において特に意見を尊重すべき構成員	
			促進区域等設定済み	促進区域等未設定		
1	地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容			地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	地域住民 産業団体 (市町村) ※3	
2	地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	(1)	地域の環境の保全のための取組の内容	地方公共団体実行計画に定めた取組方針等と整合性が図られているか(環境省マニュアル7-4-1.の表7-3に定める考え方を満たしているか否か)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等 ・ 環境省マニュアル3-4-2.「国が定める環境保全に係る基準」、3-4-3.「都道府県基準」、3-4-4.「その他市町村が考慮すべき事項」に照らして適切な事業計画となっているか ・ 環境省マニュアル3-7.の「表3-10地域の環境保全のための取組の参考となるガイドライン類」に照らして適切な事業計画となっているか ・ 環境影響評価対象の場合、配慮書等に対する意見が、適切に事業計画等に反映されているか 	地域住民 産業団体 (市町村) ※3
		(2)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容			
3	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方			実施可能なものであり、関係法令等に照らして適正なものであるか等	市町村 行政機関	

番号	協議すべき認定要件等	認定の適否の協議における評価のポイント		決議において特に意見を尊重すべき構成員
		促進区域等設定済み	促進区域等未設定	
4	事業終了後の対応	地域の実情・地域住民の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等		地域住民
5	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村が定める地方公共団体実行計画等との整合性が図られているか等を協議会で評価の上判断		市町村
6	促進事業等の円滑かつ確実な実施	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第5条の基準を満たしているか環境省マニュアル7-4-2.の表7-4に定める考え方を満たしているか否か等		—
7	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	環境省マニュアル7-4-3.の表7-5に定める考え方を満たしているか否か等		—
8	地域の合意形成等の状況	地域住民、産業団体の意見、説明会の状況等により、総合的に評価の上判断		地域住民 産業団体
9	総合判定	—		—

- ※1 有識者は、決議においては「2（1）地域の環境の保全のための取組の内容」等に関して助言等を行うものとしします。
- ※2 事業者は、決議には加わらないものとしします。
- ※3 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項については、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みであり、当該計画の中でそれらの事項に関する方針を定めている場合は、その方針に合致しているか否かを踏まえた上で判断するものとしします。この場合は、市町村も「決議において特に意見を尊重すべき構成員」であることとしします。
- ※4 ※3に示す方針が定められていない場合は、事業者の取組が、環境省マニュアル3-7.に表3-10として示される「地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類」を踏まえたものであるか否かについて、協議会の場等において確認し、判断するものとしします。
- ※5 「8 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」については、協議会においては、許可基準に適合するかどうかの判断を行うものではなく、あくまで適合状況等の確認にとどめるものとしします。
- ※6 その他、温対法施行規則や、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」で定めている温対法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準等を満たしているかどうかを確認する必要があるため留意が必要です。

6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等

(要旨)

「広域的ゾーニング型」により促進区域を設定する場合の、地域の合意形成等の手順は下記のとおりとします。(必ずしもこの方法によらずとも、地方公共団体実行計画協議会を設置するか否か等も含めて、市町村が状況に応じて判断してください。)

(1) 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定するに当たっての基本的な考え方

- ・「広域的ゾーニング型」による促進区域とは、日射量が多い土地や風況が良い土地等をただまじめたものではありません。
- ・土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として、関連部局等と連携しながら設定することが必要です。

(2) 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順

① 候補地の選定等

- ・市町村は環境省マニュアル等を参考に、促進区域の候補地の選定、地域脱炭素化促進施設の種別及び規模等の検討を行います。

② 関係者等へのヒアリングと地域の脱炭素化の取組の方針案等の作成

- ・市町村は、①の結果を踏まえ、関係者・関係機関にヒアリング等を行い、「地域の脱炭素化の取組」等の方針の案を作成します。

③ 地方公共団体実行計画協議会での協議等

- ・市町村は、②で作成した案について、地方公共団体実行計画協議会での協議等を行い、地方公共団体実行計画の策定・改定を行います。

- 本ガイドラインは、「事業提案型」を主に想定して記述していますが、市町村は、事業者から提案があった場合に限らず、積極的に促進区域の設定等に対応する必要があります。

(参考)

環境省マニュアル3-2-1. 抜粋

事業者による個別の事業計画の検討に先立ち、市町村が可能な限り早期の段階において環境の保全の見地からの検討を加えて、事業を実施する区域の位置を適切に誘導できるよう促進区域等の設定を行うことが望まれます。

環境省マニュアル3-4-1. 抜粋

促進区域の設定は全ての市町村において努力義務ですが、1-1-3. で示すメリットに伴い、可能な限り促進区域の設定を行うことが望まれます。

- 促進区域の設定方法として想定される類型のうち、「広域的ゾーニング型」(具体的な再エネ発電設備の整備計画がない段階で、「促進区域」の設定等を行う方法)は、「最も理想的な考え方」(環境省マニュアル3-2.)とされています。
- 「広域的ゾーニング型」で設定する促進区域は、市町村が、再エネ発電設備の設置に係るポテンシャル、規制の有無、自然環境の状況等を調査し、地域の合意形成等を図った上で設定しますので、事業者が再エネ発電設備の導入を計画しやすい状況が整っているとと言えます。
- 「広域的ゾーニング型」の設定に係る手続の標準的な進め方を下記のとおり示しますが、地方公共団体実行計画協議会を設置するか否か等も含めて、市町村が状況に応じて適切に判断することとなります。

(1) 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定するに当たっての基本的な考え方

- ◆ 「広域的ゾーニング型」による促進区域とは、日射量が多い土地や風況が良い土地等をただまとめたものではありません。
- ◆ 土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むということが重要です。
- ◆ また、促進区域の中で地域脱炭素化促進事業計画の認定を行うこと、事業を促進することを念頭に、「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」としてどのようなことが必要かを検討する必要があります。
したがって、環境部局だけでなく、土木部局・企画部局等とも連携しながら、設定に向けて検討を進めていくこととなります。

(2) 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順

① 候補地の選定等

- ・ 市町村は、環境省マニュアル等を参考に、促進区域の候補地の選定、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模等の検討を行います。
- ・ 市町村は、国の基準や都道府県基準で定める除外区域は、促進区域として設定することができません。
- ・ 「指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」等と定められている区域（市町村が考慮すべき区域・事項）については、環境保全に係る影響を検討し、再エネポテンシャルの分布状況や設置形態等を踏まえて、促進区域とするか判断します。再エネポテンシャルについては、環境省が公表しているREPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）を活用して調査することが効率的だと考えられます。
- ・ 候補地の選定に関する詳細については、環境省マニュアル3-2-1.(2)、(3)に詳述されていることから、本ガイドラインでは、市町村が素案を作成した後の地域の合意形成等に係る手続等について示します。

② 関係者等へのヒアリングと地域の脱炭素化の取組の方針案等の作成

- ・ 市町村は、①の結果を踏まえ、関係者・関係機関にヒアリング等を行い、「地域の脱炭素化の取組」等の方針の案を作成します。
- ・ 関係者・関係機関へのヒアリング等については、4(2)③の手順等を準用し、事業者が行う事項を市町村が行うものと読み替えるなどにより実施します。

③ 地方公共団体実行計画協議会での協議等

- ・ 市町村は、②の結果を踏まえ、「別紙 事業計画書兼認定判断シート」（【様式・参考資料編】P4～）を参考に資料を作成します。
- ・ 市町村は4(2)⑦から4(3)⑪までの手順を準用し、地方公共団体実行計画協議会での協議等を行い、地方公共団体実行計画の策定・改定を行います。
- ・ 地方公共団体実行計画協議会の設置の手順・運営方法等については5 協議会の設置の手順・運営方法等を準用します。

7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係

(要旨)

環境影響評価の対象となる事業について、その手続と促進事業等の認定手続等とのスケジュールを含めた関連性については次のとおりです。

(1) 環境影響評価手続における配慮書手続の省略

- ・ 地域脱炭素化促進事業として認定された場合には、当該事業は、環境影響評価法に基づく「配慮書」手続が省略されます。
- ・ ただし、本ガイドラインにおける事業提案型の手続フローでは、協議開始時点において市町村が定める促進区域や地域の環境の保全のための取組が未設定であることを想定していることから、配慮書手続を省略せず実施する場合の流れを示しています。
- ・ なお、準ずる事業として認定を受ける場合には、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業ではないため、配慮書手続は省略されません。

(2) 配慮書作成手続等と促進事業等の認定手続との一元化等

- ・ 環境影響評価手続において地域住民等とのコミュニケーション等を行う場合は、促進事業等の認定手続と類似する部分も多いため、一元化して行うことも考えられます。

(3) 環境影響評価制度の対象事業に関する協議会での協議方法

① 事業区域が促進区域として設定されていない場合（事業提案型・準ずる事業の場合）

- ・ 事業提案型等で地域脱炭素化促進事業としての認定を行う場合や、準ずる事業としての認定を行う場合、「地域の環境の保全のための取組」の適切性は、配慮書等に対する意見の、事業計画への反映状況等を、協議会で確認すること等が考えられます。

② 事業区域が促進区域として設定されている場合（広域的ゾーニング型等）

- ・ 既に促進区域が定められている場合は、市町村が地方公共団体実行計画で定めている「地域の環境の保全のための取組」に関する方針との整合性を確認することが適当と考えられます。

(4) 事業の見通しを立てる上での配慮

- ・ 環境影響評価制度の対象となる場合は、調査結果が事業計画に適切に反映されているか否かを確認することが適当ですが、調査や手続には長期間を要するため、その場合でも事業の見通しを立てやすいよう、環境影響評価手続の途中でも（条件付きで）促進事業等として認定するなど、配慮することが適当です。

(1) 環境影響評価手続における配慮書手続の省略

- ◆ 地方公共団体実行計画（区域施策編）により促進区域や地域の環境の保全のための取組等が設定されており、その促進区域内において地域脱炭素化促進事業として認定された場合には、促進区域の設定方法が事業提案型であるか、広域的ゾーニング型であるかに関わらず、当該事業は、環境影響評価法に基づく「配慮書」手続が省略されます。（方法書以降の手続は省略されません。）
- ◆ これは、認定脱炭素化促進事業は、以下の理由により「重大な環境影響の回避が確保され、更には環境の保全へのより適正な配慮が図られると想定される」ためです。（環境省マニュアル9-7-1.）

イ 市町村において、環境の保全に適正に配慮した促進区域の設定がなされているため
ロ 当該区域内において、市町村が定めた地域の環境の保全のための取組を満たす形で、事業者が事業計画を立案し、市町村により認定を受けるため

- ◆ ただし、本ガイドラインでは、事業提案型の場合の協議開始時点において、地方公共団体実行計画で示される促進区域や地域の環境の保全のための取組が未設定であることを想定しているため、上記イ、ロの理由を満たす状況にはありません。
- ◆ そのような状況において協議会での協議を進めるためには、配慮書手続を行い、配慮書等に対する意見が事業計画に反映されているか等をもとに協議することが有効であると考えられます。
(詳細：(3) ①)
- ◆ よって、本ガイドラインにおける事業提案型の手続フロー（図4-1）では、地域脱炭素化促進事業の認定を行う場合であっても、配慮書手続を省略せず実施する場合の流れを示しています。また、本文中においても、配慮書手続を行う場合を念頭に手続や考え方等を示しています。
- ◆ なお、準ずる事業として認定を受ける場合には、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業ではないため、配慮書手続は省略されません。

(2) 配慮書作成手続等と促進事業等の認定手続との一元化等

- ◆ 配慮書等作成の前の段階で行う住民等とのコミュニケーションや、配慮書等に対する住民からの意見聴取手続等を行う場合は、促進事業等の認定手続（県や市町村担当課への事業計画（骨子案）の事前相談や事業計画素案の公表、住民説明会等）と一元化して行うことも考えられます。
- ◆ これは、環境影響評価制度及び促進事業等の認定において、関係者や地域住民等からの意見聴取手続を行う場合に、それぞれの制度ごと別々に説明や意見聴取等を行うことは、説明等を受ける住民等にとって、分かりにくいものとなるためです。
- ◆ なお、当県の場合、県の環境影響評価条例の対象となる事業については、「事業計画概要書」を作成し、地域住民への説明会の開催等により事業の初期段階で適切な環境コミュニケーションを図ることとなっておりますが、これについても上記と同様の考え方で、促進事業等の認定手続と一元化することが適当です。

(参考)

- 環境アセスメント制度のあらまし（環境省）令和5年8月改訂 抜粋
配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境をよく知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。
- みやぎの環境影響評価～宮城県環境影響評価条例のあらまし～（宮城県）令和5年3月改定 抜粋
「事業計画概要書」方法書を作成する前の早い段階で、地域住民及び関係市町村長に事業の概要（事業の種類、規模、実施計画区域等）を周知するために作成するものです。地域住民等から環境の保全の見地から意見を聴取し、方法書を作成します。

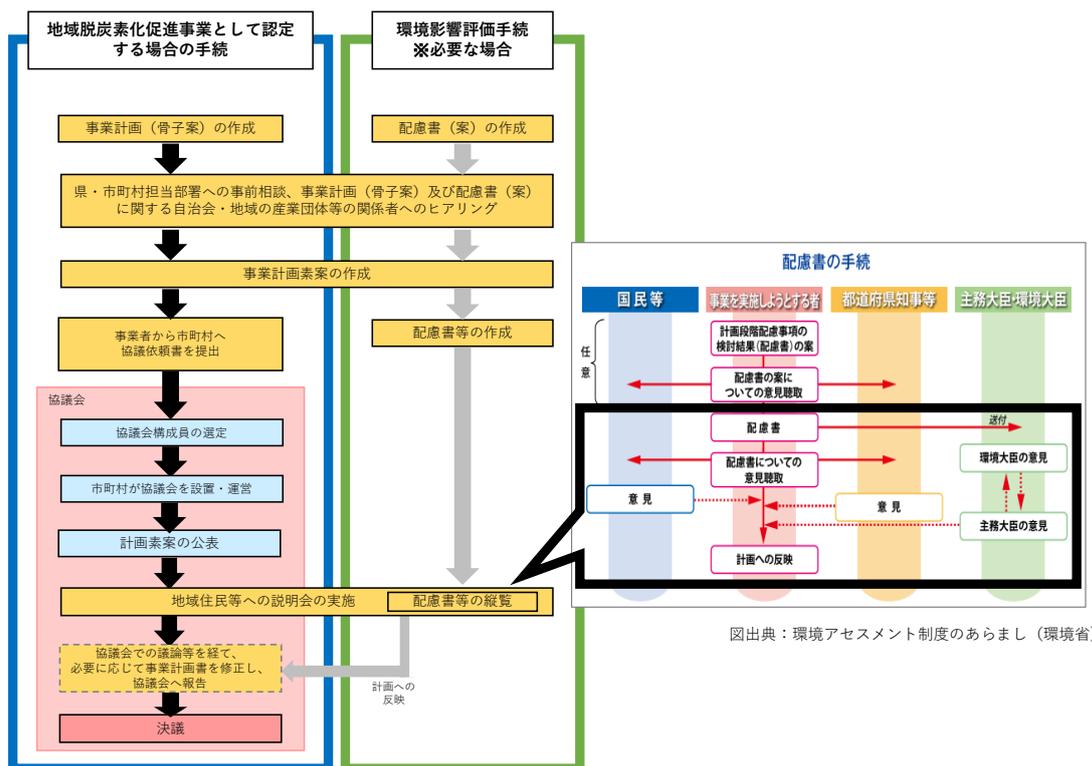
(3) 環境影響評価制度の対象事業に関する協議会での協議方法

① 事業区域が促進区域として設定されていない場合（事業提案型・準ずる事業の場合）

- ◆ 本来、地域脱炭素化促進事業としての認定に当たっては、地域の環境の保全のための取組が適切かどうかについて、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）の中で定めている方針と合致しているか否かにより判断しますが、事業提案型等の場合はそもそも市町村により上記方針が定められておらず、それをういた判断ができないことも想定されます。

- また、発電設備の規模や設置箇所等については、環境影響評価手続の中で具体化していくものであり、配慮書段階は事業計画の内容が定まっていな中で議論を行うこととなるため、特に「地域の環境の保全のための取組」部分での議論や判断に迷う部分もあるものと考えられます。
- よって、事業提案型等で促進事業等の認定を受ける場合であって、環境影響評価の対象となる事業の場合、協議会で地域の環境の保全に対する取組状況が適切かどうかの判断をするに当たっては、配慮書等に対する住民や自治体、主務大臣からの意見が地域脱炭素化促進事業等の計画に反映されているか否かについて確認すること等が考えられます。
- 一方で、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等については、事業者が地域住民等や産業団体にヒアリングを実施し、ある程度方向性の確認ができた後で事業計画の協議申請がされるため、協議会において、その取組内容について議論することが可能と考えられます。
- 「再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議依頼書」(【様式・参考資料編】P2)又は「再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議会参画依頼書」(【様式・参考資料編】P3)の提出後に、配慮書等に対する意見を反映して当該計画の内容を修正した場合は、その変更内容を協議会に対して報告し、協議会は変更後の計画の内容について協議します。

(図7-1) 促進事業等の認定(事業提案型等の場合)と環境影響評価手続の進め方
(図4-1・4-2 認定に向けた手続フローより一部引用)



図出典：環境アセスメント制度のあらまし（環境省）

② 事業区域が促進区域として設定されている場合（広域的ゾーニング型等）

- 市町村が、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する際には、促進区域や、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項として、「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の方針を定めるよう努めることとされています。（温対法第21条第5項）

- このことから、既に広域的ゾーニング型等で設定された促進区域の中で行う事業を、地域脱炭素化促進事業として認定する場合には、事業者が作成する事業計画の内容が、当該市町村の地方公共団体実行計画に定められた「地域の環境の保全のための取組」等の方針と整合性が図られているか否かなどについて、協議会の場等において確認することが適当と考えられます。

(4) 事業の見通しを立てる上での配慮

- 促進事業等の認定等に際しては、当該事業計画が、「環境の保全についての適正な配慮がなされているか否か」を確認する必要がありますが、その確認は、環境影響評価の対象となる事業については、実際に当該制度に基づく調査が行われ、その結果が事業計画に適切に反映されているか否かを確認することが適当と考えられます。
- 一方で、環境影響評価制度の対象となるような大規模な事業は、環境影響評価のための調査や手続に、通常数年程度を要することとなります。
- その間、促進事業等に認定されるか否かが判明しないこと、つまり再エネ地域共生促進税が非課税になるか否かが不明であることは、事業者が事業の見通しを立てる上では大きな支障になり、場合によっては事業資金の調達等にも影響を与えることが考えられます。
- 環境省マニュアルでは、早期の計画立案段階における地域脱炭素化促進事業の認定に当たっては、環境影響評価手続の過程で事業計画の変更が想定されるため、一旦地域脱炭素化促進事業として認定しても、環境影響評価制度の手続を経て、事業計画が確定した後に、再度、変更後の事業計画について認定を行う必要がある旨を定めています。

(参考) 環境省マニュアル9-7-2. 抜粋

・・・計画策定市町村はこのような再エネ事業の**早期の計画立案段階における地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たっては**、あらかじめ認定条件として、環境影響評価法及び電気事業法に基づく手続において電気事業法第46条の17第2項※に基づき環境影響評価書に係る確定通知を受けた後に、**あらためて地域脱炭素化促進事業計画の変更申請をすること**(ワンストップ化の特例は当該変更申請の際に申請すること)を**留保した上で、認定をすることが必要となります**(この場合、ワンストップ化の特例は当該変更申請について認定がされた場合に適用されることとなり、当初の再エネ事業の早期の計画立案段階における認定においてワンストップ化の特例は適用されません。)

※ 電気事業法 抜粋

(変更命令)

第46条の17 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

電気事業法では、特定対象事業(事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当するもの、つまり**環境影響評価を行う事業**)につき、**環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため「特定事業者」(「特定事業」をしようとする者)に対し、経済産業大臣が「勧告」や「変更命令」などを行うことができることとされています。**

- 環境影響評価制度の対象となる事業等については、前述のとおり、事業者が事業の見通しを立てやすいように、上記と同様の手続を踏み、事業計画確定後の変更認定申請を条件に認定することが適当と考えられます。
- 環境影響評価制度の対象とならない事業についても、例えば、許認可の手続き中で計画の内容が

確定していないなどの理由で、認定要件の一部が確認できないものの、事業者から認定の要望がある場合等は、同様に事業計画確定後の変更認定申請を条件に認定することも考えられます。

- ◆ なお、協議会での適否の判断後に、環境影響評価手続の結果等を踏まえて事業計画を変更した際は、事業者は、方法書や準備書の縦覧に併せて、変更内容等について協議会への説明を行い、必要に応じて再度協議することが適当です。このとき、協議会から寄せられた意見に対しては適切に配慮する必要があります。
- ◆ また、一旦認定を受けたとしても、計画変更に当たって寄せられた地域の意見等が計画に反映されない場合は、認定が取り消される場合や、改めて変更認定を申請した際に認定されない場合もあり得ることに留意が必要です。